JUMP UPもおかかいもかがいわくかってもがいまかい。

真岡市総合計画

2 0 2 0 - 2 0 2 4

JUMP UPもおかいたれもがいわくかったれもがいわくかっまるままへ



「JUMP UP もおか~だれもが"わくわく"するまち~」を目指して



真_网i 石坂真一

真岡市は、四季折々の自然の 恵みを受け、先人のたゆまぬ努力と市民の郷土愛に支えられながら、市民の皆様と協働によるまちづくりに取り組んできた結果、「質・量ともに日本ーのいちご」をはじめとしたブランドカの強化と知名度向上を図り、全国に誇れる活力に満ちた魅力ある都市として着実に発展してまいりました。

しかしながら、人口減少や少 子高齢社会の進行、労働力や担 い手の減少による地域経済の 縮小、防災意識の高まりなど、 本市においても社会・経済情 勢は大きく変化しています。

このような中、「令和」という新たな時代に対応した市政を推進していくための指針として、令和2年度から今後10年間のまちづくりの指針となる基本構想と令和6年度までの5年間における基本計画を内容とする「真岡市総合計画2020-2024」を策定いたしました。

本計画は、本市の将来都市



像を「JUMP UP もおか ~だれもが"わくわく"するま ち~」とし、若い世代を含めた すべての人が「真岡に住みた い、働きたい、子育てしたい」と希望を持ち、楽しさが実現を目指し、 できる都市の実現を目指し、と て、望ましい都市像とそ なって、望ましたものです。

基本構想では、真岡市が栃木県をリードし、全国に誇れる都市となるために、市民の皆様

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました市民会議、政策審議会の各委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、真岡に生まれ、育ち、学び、働き、住んでよかったとくでありますので、一層のご理解といりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



Contents

施策2-5

施策2-6

施策2-7

はじめに 計画策定の趣旨………………………………………………8 計画の構成・期間 ………………………………………………8 第1部 基本構想 **第1章 もおかの姿**-------12 人口・世帯 / 人口動態 / 合計特殊出生率 ………………………………………………………12 年齢3区分別人口/就業人口………………………………………………14 工業の推移 / いちごの販売額········16 もおかの特性と魅力 …………………………………………………………18 時代の潮流からのまちづくりの課題 ……………………………………………20 将来都市像------24 第2章 将来人口 ……………………25 第3章 第4章 土地利用の構想……………………………26 第5章 政策の大綱…………………………28 まちづくりの基本戦略~重点プロジェクト~……………30 第6章 施策の体系………………………32 第7章 第2部 基本計画 確かな学力の育成 …………………………36 心の教育と健やかな体づくり …………………………40 施策1-2 施策1-3 国際化に対応した教育 ………42 施策1-4 生涯学習の推進…………44 青少年の健全育成 …………………………46 施策1-5 生涯スポーツ・レクリエーションの振興………………………48 施策1-6 文化芸術の振興と文化財の保護・継承 ……………………………………50 施策1-7 施策1-8 政策2 「笑顔づくり」∼安心と元気アップ!~⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯54 子育て支援の充実56 施策 2 - 1 共に支え合う地域福祉の推進 ………………………58 施策2-2 施策2-3 高齢者福祉の充実60 障がい者の自立と社会参加の支援62 施策2-4

生活保護と自立支援……………………………………………64

地域医療体制の充実……………………………………………68

| 政策3「に | ぎわいづくり」~まちの活力アップ!~70 | 1 |
|----------|---|---|
| 施策 3 - 1 | 農業の振興72 | |
| 施策3-2 | 商業の振興76 | |
| 施策3-3 | 工業の振興78 | |
| 施策3-4 | 観光の振興80 | |
| 施策3-5 | 雇用の安定と創業支援の推進82 | |
| 政策 4「都 | - 市づくり」~暮らしやすさアップ!~·······84 | |
| 施策4-1 | 良好な市街地の形成86 | |
| 施策4-2 | 安全で快適な住まい・まちづくり90 | ļ |
| 施策4-3 | 道路ネットワークの整備92 | |
| 施策4-4 | 公共交通ネットワークの整備94 | |
| 政策 5 「環 | 境づくり」~安全なまちアップ!~·······96 | |
| 施策 5 - 1 | - 水道事業の推進·······98 | |
| 施策 5 - 2 | 下水道事業の推進 | |
| 施策 5 – 3 | 循環型社会の構築 | |
| 施策 5 - 4 | 自然環境の保護と地球温暖化対策の推進·······104 | |
| 施策5-5 | 生活環境の保全 | |
| 施策5-6 | 防災体制の整備・強化 | |
| 施策 5 - 7 | 交通安全の推進 | |
| 施策5-8 | 防犯対策の推進 | |
| 政策6「魅 | カづくり」~市民のカアップ!~···································· | |
| 施策 6 - 1 | 都市ブランド戦略の推進 | |
| 施策 6 - 2 | 市民協働のまちづくり | |
| 施策 6 - 3 | 男女共同参画社会の実現 | |
| 施策6-4 | 安全で安心な消費生活の推進 | |
| 政策 7 「行 | | |
| 施策7-1 | | |
| 施策7-2 | 開かれた市政の推進···································· | |
| | ICTの活用による行政サービスの推進 ···································· | |
| 施策7-4 | | |
| 施策7-5 | | |
| 第3部 | 資料編137 | |
| SIS SIN | 32 T 1100 | |

真岡市民憲章

真岡市は、鬼怒の清流と八溝の山なみにはぐくまれ、緑の大地のもと先人の あとをうけて、力強く進展しています。

わたしたちは、真岡市民としての誇りをもち、明るく健康な市民生活をねがって、この憲章を定めます。

- 1 すべてのものを大切にし、美しい環境をつくります。
- 1 思いやりに満ちた心で、お互いに助け合います。
- 1 すすんで働き、豊かなくらしをきずきます。
- 1 教養を深め、より高い文化を育てます。
- 1 きまりを守り、住みよい郷土をつくります。



市の花 わた



市の鳥 ひばり



市の木 けやき

昭和49年11月1日制定

はじめに

はじめに

計画策定の趣旨

まちづくりのあゆみとこれから 一今、新たな時代を迎えて―

本市は、昭和45年に第1次市勢発展長期計画を策定して以来、社会経済の変動や計画期間の終了等により、11次にわたり計画を策定し、市政運営の指針として積極的に市勢の発展、市民福祉の向上に努めました。

第11次市勢発展長期計画は、平成22年度から令和元年度までの10か年間の基本構想と、 平成27年度から令和元年度までの5か年間を計画期間とした後期基本計画とし、本市の都 市像である「だれもが"ほっと"できるまち真岡」の実現を目指したまちづくりに取り組んで きました。

しかし近年、自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、防災意識の高まり 等大きく変化しています。

このような情勢の中、本市が新たな時代に適合し、魅力あるまちづくりに取り組むため、 これからのまちづくりの指針となる「真岡市総合計画2020-2024」を策定しました。

計画の構成・期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1)基本構想

本市のあるべき姿を描き、まちづくりの将来都市像とその実現のための施策の基本となるものです。

(2)基本計画

基本構想に掲げられた将来都市像を実現するため、主要な施策を明確化したものです。

(3) 実施計画

基本計画で定められた主要施策を具体的に実施 していくための事業計画です。 基本構想

基本計画

実施計画

真岡市総合計画 一未来に向けたまちづくりの設計図―

この計画は、これまでのまちづくりの継続性を考慮し、多様化するニーズや社会の変化に対応し、新たな時代に向けて、市民と行政が一体となって実現すべき望ましい将来都市像とそれを実現するための施策の方向を明らかにしたものです。さらに、本市の行財政運営を総合的、計画的に進める指針となるものであり、各種の計画や施策の基本となるものです。





第1部

基本構想

<u>第1章</u>

もおかの姿

人口・世帯 / 人口動態 / 合計特殊出生率 年齢 3 区分別人口 / 就業人口 工業の推移 / いちごの販売額 もおかの特性と魅力

> 第2章 将来都市像

> > 第<u>3章</u> 将来人口

_{第4章} 土地利用の構想

> <u>第5章</u> 政策の大綱

第6章 **まちづくりの基本戦略** ~重点プロジェクト~

> <u>第7章</u> 施策の体系

第1章

もおかの姿

栃木県の南東部に位置する真岡市。東京から約90km圏にあり、

面積は東西約14.9km、南北約19.4kmの約167.34kmで、

北関東自動車道と国道408号鬼怒テクノ通りが交差する交通の要衝にあります。

東には八溝山地が連なり、西に鬼怒川、中央に五行川、東部には小貝川が流れ

豊かな自然に恵まれた都市です。

真岡市を取り巻く社会の情勢や、人口、特性を紹介します。

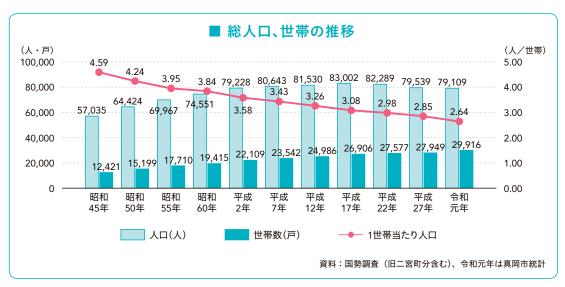


人口・世帯

本市の総人口は、国勢調査等によると、急速に進行する少子高齢化の影響により、平成 17年の83,002人をピークに減少傾向に転じています。令和元年では79,109人となって おり、平成17年と比較すると、3,893人減少しています。

世帯数は、核家族化の進行により増加傾向にあり、令和元年が29,916世帯となっており、人口が最も多かった平成17年と比較すると3,010世帯増加しています。

1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、令和元年が2.64人となっており、平成17年と比較すると0.44人減少しています。



人口動態

出生・死亡に伴う人口の動きを表す自然動態は、死亡数が出生数を上回り 平成22年より自然減で推移しており、平成30年が206人減となっています。

転入・転出に伴う人口の動きを表す社会動態は、平成21年から平成27年までは、転出数が転入数を上回る社会減で推移していましたが、平成28年から社会増となり、平成30年は116人増となっています。

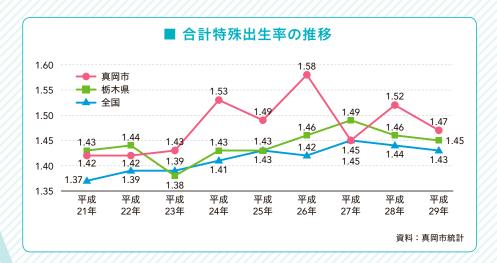
出生・死亡・転入・転出をすべて合わせた人口増減は、平成28年を除き、 人口減で推移しており、平成30年が90人減となっています。



■人口動態の推移

| *** □ | 自然動態 | | | 社会動態 | | | |
|----------------|--------------|--------------|-------------|--------|--------|---------------|--------|
| 総人口 | 出生 | 死亡 | 増減 | 転入 | 転出 | 増減 | 人口増減 |
| 平成21年 | 775人 | 700人 | 75 人 | 2,724人 | 3,261人 | △ 537人 | △ 462人 |
| 平成22年 | 733人 | 785人 | △ 52人 | 2,639人 | 2,738人 | △ 99⋏ | △ 151人 |
| 平成23年 | 743人 | 852人 | △ 109人 | 2,466人 | 2,982人 | △ 516人 | △ 625人 |
| 平成24年 | 724 人 | 825人 | △ 101人 | 2,355人 | 2,836人 | △ 481人 | △ 582人 |
| 平成25年 | 719 人 | 823人 | △ 104人 | 2,519人 | 2,646人 | △ 127人 | △ 231人 |
| 平成26年 | 706人 | 769 人 | △ 63人 | 2,463人 | 2,508人 | △ 45人 | △ 108人 |
| 平成27年 | 656人 | 889人 | △ 233人 | 2,476人 | 2,502人 | △ 26 人 | △ 259人 |
| 平成28年 | 681人 | 820人 | △ 139人 | 2,622人 | 2,363人 | 259 人 | 120人 |
| 平成29年 | 616人 | 848人 | △ 232人 | 2,639人 | 2,535人 | 104人 | △ 128人 |
| 平成30年 | 639 人 | 845人 | △ 206人 | 2,693人 | 2,577人 | 116人 | △ 90⋏ |

資料:真岡市統計



合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成29年が1.47で、 増減はあるものの平成21年と比較すると 0.05増加しており、平成29年では、国や県 と比較するとやや高くなっています。

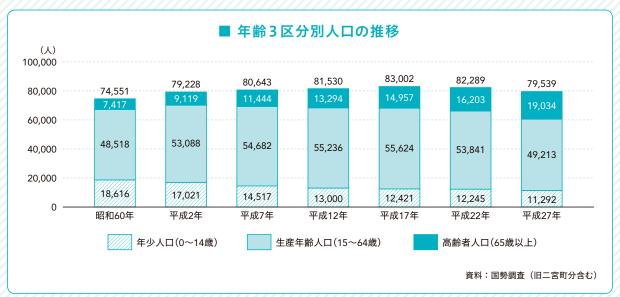
年齢3区分別人口

年少人口(0~14歳)は、平成27年が11,292人となって おり、平成17年と比較すると1,129人減少しています。

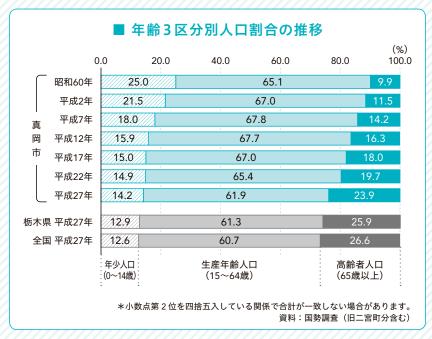
生産年齢人口(15~64歳)は、平成27年が49,213人となっ ており、平成17年と比較すると6,411人減少しています。

高齢者人口(65歳以上)は、平成27年が19.034人となっ ており、平成17年と比較すると4,077人増加しています。









年齢3区分別人口割合は、年少人口及び生産年齢人口は減少して おり、高齢者人口が増加していますが、栃木県、国の割合と比較す ると、高齢者人口の割合はやや低くなっています。

就業人口

就業人口は、平成12年をピークに減少傾向にあり、平成27年が38,761人となっており、平成12年と比較すると5,450人減少しています。

産業ごとに見ても、各産業とも減少傾向にあり、平成27年では、第1次産業が3,839人、第2次 産業が14,693人、第3次産業が20,229人となっています。





産業別人口割合は、栃木県と比較すると、第1次産業と第2次産業の割合が高くなっています。

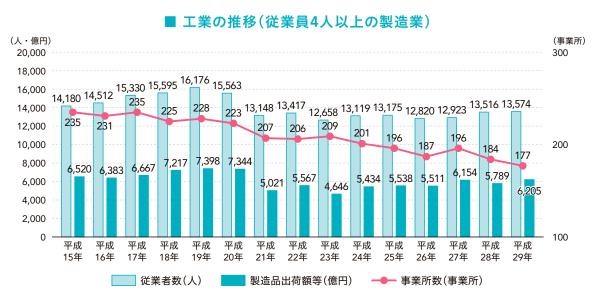
工業の推移

従業員4人以上の製造業の事業所数は、平成24年までは、200以上の事業所となっていましたが、 平成24年以降は減少傾向となっており、平成29年が177事業所となっています。

従業者数は、平成19年の16,176人をピークに減少傾向に転じ、平成21年のリーマンショックの影響により13,148人と大幅な減少となりました。平成22年以降は、12,600人から13,600人の間で増減を繰り返しながら推移しており、平成29年が13.574人となっています。

製造品出荷額等は、平成16年から平成20年までは増加傾向でしたが、従業員数と同様の理由により平成21年に減少となりました。平成22年以降は、増減を繰り返しながら推移しており、平成29年が6,205億円となっています。





※平成23年、平成27年の数値は、経済センサス-活動調査の数値

資料:工業統計調査(旧二宮町分含む)

いちごの販売額



本市は、50年連続いちご生産量全国1位を誇る「いちご王国栃木県」においても、一番の生産量で主幹を担うとともに、栃木県が毎年主催する「いちご王国グランプリ」において、最高賞の大賞(農林水産大臣賞)を最多受賞しており、まさに「質」・「量」ともに「日本のいちごのまち」となっています。

いちごの販売額では、JAはが野が全国のJAの中で1位となっており、その中で本市の販売額は、全国の各JAの販売額を上回り、いちご販売額日本一となっています。

また、本市のいちごの販売額は、 増減はあるものの増加傾向にあ り、平成31年産では86億6千万 円となっています。(平成31年産 とは、平成30年10月から令和元 年6月までを言います。)

■ JA別いちご販売額(平成31年産) (億円) 120 101 100 80 70 60 真岡市 45 42 86.6 40 35 25 22 20 ____ JA JA JA 島原雲仙 福岡八女 福岡大城 JA はが野 (栃木県) からつ たまな ほこた (長崎県) (福岡県) (福岡県) (佐賀県) (熊本県) (茨城県) 資料:はが野農業協同組合調査

もおかの特性と魅力

特性1 豊かな自然と居住環境

栃木県の南東部に位置し、東に八溝山地が連なり、鬼怒川、五行川、 小貝川が流れ、豊かな自然に恵まれた本市は、四季折々の花や風景に 彩られる自然の宝庫です。

春の訪れとともに、市内の至るところで満開の桜が見られ、真岡の 一万本桜まつりが行われます。夏は、青田風が吹き渡り、八溝山地や根本 山、井頭公園等が青々とした緑に包まれます。秋には、街路樹のイチョウの

葉が黄色に色付き、コスモス畑では赤、白、ピンクの花が咲き誇ります。冬は、澄み渡る空気の中、日光連山や富士山を望むことができる等、季節の移り変わりを感じることができます。

また、本市は、昭和32年6月から20地区で土地区画整理事業を施行し、道路網の再編や上下 水道等の生活インフラの整備、公園や商業施設の整備等、良好な居住環境が形成されています。

特性2

活力ある産業

本市は、東京から約90km圏にあり、北関東自動車道と国道408号鬼怒テクノ通りが交差する交通の要衝として整備され、農業・商業・工業の調和のとれたまちとして発展しています。

日本一の生産量を誇る「いちご」を はじめ、県内での生産量1位の「メロン」等、地域の特性を活かした収益性 の高い農業生産を進めています。

また、歴史ある門前地区では古い 街並みを残しつつ、若い人たちがカ フェや雑貨販売等古民家を改装した 新しいショップが建ち始めています。

さらに本市は、第1から第5工業

団地・大和田産業団



地・商エタウン を整備し、雇用 と生産の拠点 が形成されて います。

特性3

歴史文化と 学び

江戸時代、真岡とい えば木綿の代名詞と して知られ、現在でも、

真岡木綿会館では昔ながら

の技術と伝統をしっかりと受け継いで今に伝え ています。

鎌倉時代に親鸞聖人が建立した専修寺や大前神社本殿が国の重要文化財に指定されている他、県の指定有形文化財である岡部記念館「金鈴荘」や二宮尊徳(金次郎)が小田原藩から桜町領(現真岡市)に赴き、村の復興を果たした時の役所である国指定史跡桜町陣屋跡等、名所・旧跡が点在します。

また、本市は、体験できる教育施設として、自然教育センターや科学教育センターを整備し、小中学校に電子黒板を配置する等ICT (情報通信技術)を活用した分かりやすい教育が行われています。さらに、イングリッシュ・サマーキャンプや姉妹校事業、高校生の海外留学の支援等、グローバル人材の育成に取り組んでいます。

特性4

魅力ある観光・地域資源

真岡の夏祭りは、屋台や神輿が市の中心部を練り歩く勇壮な光景が展開され、かがり火が焚かれた五行川を神輿が渡る「神輿川渡御」や花火大会も行われ、多くの人で賑わいます。この真岡の夏祭りの他、久下田祗園祭、真岡の灯ろう流し、もおか木綿踊り、尊徳夏まつりは、真岡の5大夏祭りと呼ばれ、真岡の夏を彩る風物詩となっています。

明治45年に誕生した日本で最初のローカル線である真岡線は、SL「C12 66」が市内を駆け抜け、真岡駅に隣接するSLキューロク館には、9600形とD51形の蒸気機関車が動態保存されており、SLの持つ躍動感や迫力を身近に体感できます。

日本の都市公園100選に選定される井頭公園は、93.3haの広大な敷地に、中央の池を囲む形で丘陵地と雑木林が広がり、園内には、一万人プールやバラ園、花鳥館等の施設が整備されています。また、周辺には真岡井頭温泉「いちごの湯」や勤労者研修交流施設「いちごチャット

パレス」、井頭観光いちご園等の施設が 点在し、四季を通 じて市内外から多 くの人が訪れるエ リアとなっています。



特性 5

確かな 安全安心

東日本大震災や 竜巻被害を教訓に、

危機管理意識の高揚を 図り、市民との連携に

図り、市民との連携により災害に強いまちづくりを推進し、交通安全対策、防犯対策のさらなる推進を図り、安全で安心して生活ができる環境づくりに努めています。平成29年6月には、全国初の試みとして「BCP策定推進都市宣言」を行いました。市内の事業者は、BCP(事業継続計画)を策定し、事業者や関係先が大規模災害に見舞われた時の具体的な対処方法を定めています。

芳賀赤十字病院は、芳賀地域における 医療ネットワークの中核病院として、地域住民及び医療、保健、福祉の関係機関と の連携を強化し、「地域完結型医療」の構築 を図っており、同病院の平成31年3月の 新築移転に合わせ、真岡市休日夜間急患 診療所を芳賀赤十字病院の敷地内に開設 しました。

また、本市は、子ども広場や子育て支援センター、まちなか保健室等を整備し、赤ちゃんからお年寄りまで、だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

特性6 地域への愛着

本市では、郷土を愛し、郷土をつくる意欲が強い市民による協働の まちづくりが進められています。

価値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、これまでの歴史の中で時間をかけて市民・地域が育んできた貴重な伝統行事、地域への感謝の心から続けられている祭り等は、人と人とのつながりの強さ、地域連帯感の強さを表し、地域への愛着は次世代に引き継ぐべき本市の特性となっています。



時代の潮流からのまちづくりの課題

(1)人口減少・少子高齢社会の進展

我が国の総人口は平成20年(2008年)をピークに人口減少しており、令和47年(2065年)には9,000万人を下回ると見込まれ、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は、約38%になるものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の2017年4月推計。中位推計)

本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、労働力や担い手の減少による地域経済の縮小、雇用形態の変化、社会保障費の増加、空き地・空き家の増加等、社会・経済に様々な影響

を及ぼすことが懸念されています。こうした状況に対応



するため、子どもを安心して産み、育てることができる環境・教育づくりや若者が定住できる魅力あるまちづくりに取り組むとともに、地域公共交通を充実させ、高齢者が生きがいを持って健康でいきいきと暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

(2) 将来を担う人材を育てる教育の重要性

青少年による凶悪な犯罪や家庭における児童虐待、学校におけるいじめ、不登校、校内暴力等の社会問題が数多く発生しています。これらは、地域や家庭、学校における教育の変化により、人間関係の未成熟、自然体験や社会体験の不足、食生活の乱れ等により、青少年の健全な育成が阻害されている状況が要因として挙げられます。

また、近年は少子化で国内の人口が減少し、国内消費が 先細りになることが予想されていることから、中小企 業の海外進出も増加傾向にあります。こうした傾向 を受けて、グローバル社会で活躍できる人材の需要 はさらに高まっています。

そのため、基礎的学力の向上とともに、児童生徒 の個性や能力、自立心や思いやりの心等を伸長する 教育を行う必要があります。



(3)「安全安心」への関心の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えや災害発生時の迅速な初動体制の確立、被災者への支援等、人と人のつながりや地域コミュニティの重要性が確認されています。さらに特殊詐欺等高齢者を狙った犯罪の増加、悪質商法等の消費生活に関する安全性、食の安全に関わる問題等、様々な分野において安全安心に対する関心が高まっています。

今後は、行政の取組だけではなく、地域で互いに助け合い、連携 しながら、市民が主体となって安全安心が確保されるまちづくりに 取り組むことが求められています。



(4)持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムにより、廃棄物の増大(食品ロス、廃プラスチック等)や不法投棄、有害物質の発生等地球規模での環境問題が深刻化しています。また、二酸化炭素等の温室効果ガスの増大により地球温暖化が進行しており、これらの環境問題に対応するためには、将来にわたって持続可能な循環型社会の構築や自然エネルギー等の新エネルギーの普及啓発に努める必要があります。



本市においても、市民一人一人が環境問題への理解を深め、資源・ エネルギーの有効活用や環境に負荷の少ない社会生活 への転換を進め、かけがえのない自然環境を保全 し、次世代に引き継いでいくことが求められて います。

(5)産業構造の変化

我が国の産業構造は、経済のグローバル化による国際競争の激化、ICT (情報通信技術) やRPA (ロボットによる業務自動化)、AI (人工知能) 等の革新的な技術の向上等により、大きく変化しています。

また、人口減少や少子高齢化の進行により消費の縮小や労働 力人口の減少が懸念され、労働力の確保、後継者不足等への対応 が求められています。



今後は、地域間競争の激化に対応するため、魅力ある都市として、地域の特性を活かした産業の成長・発展に取り組むとともに、産業構造への変化への対応、雇用機会の創出や雇用の安定確保が求められています。

(6)地域のまちづくりを取り巻く流れ

公共サービスは、これまで市を中心として行政が担ってきましたが、社会情勢の変化、市民の価値観やニーズの多様化・高度化の中で、市民が望む公共サービス等の提供が難しくなっています。

一方で、自治会・町内会の役割は多様化し、ひとり暮らしの高齢者や災害時の要援護者等、支援 が必要な市民の情報把握や防災面への取組等、地域コミュニティにおける役割が増している中、市 民それぞれの価値観の多様化やライフスタイルの変化により、自治会への加入率が減少傾向にあ り、地域活動の担い手不足や近所付き合いの希薄化が進んでいます。

このような状況の中、市民・市民団体・事業者がそれぞれの意思と責任において、創意・工夫して個性豊かな魅力ある地域づくりを進める必要があり、今後、市民参加やボランティア、NPO等、多様な主体との協働のもと地域課題の解決を目指し、地域経営の視点を持ちながら、本市の発展を目指すことが求められます。

さらに、人口減少や都市部へ移り住む人の増加により、 空き家の増加が懸念されています。空き家は、地域の環境 問題や治安の悪化等、地域の問題となるため、空き家バ ンクの利活用等の対策が重要となっています。

また、高度経済成長期に、道路、橋梁、上下水道等の公共施設やインフラが整備され、これらの公共施設の多くは30年以上を経過し、一斉に老朽化しており、建て替えや修繕が必要となっており、計画的な維持保全や設備更新の取組が求められています。



(7)価値観・ライフスタイルの多様化

国際化の進展、情報通信技術の発達に伴い、ライフスタイルや個人の価値観が変わりつつある中で、多様な住まい方、働き方、暮らし方ができる多選択社会を実現するとともに、UIJターンを促進した地方圏への居住等の動きを捉え、東京一極集中を解消し、地域の活性化につなげていく必要があります。

また、女性の潜在的能力の活用や、多様な人材の活用が求められる中、女性活躍推進法の施行 により、市内の企業等と協力して、女性が活躍し



やすい環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進等、働き方改革を行っていく必要があります。

第2章 将来都市像

将来都市像

JUMP UP もおか ~だれもが"わくわく"するまち~

本市は、先人が築いた活力ある工業と日本一の「いちご」等の農業、文化遺産や豊かな自然を活かした計画的な都市づくりを推進し、人、自然、産業が調和する都市を目指すとともに、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった、移り住んでよかった」と実感できる安らぎと潤いに満ちたまちの実現を目指してきました。

このまちづくりの方向を継承するとともに、若い世代を中心に、すべての人が「真岡に住みたい」、「真岡で働きたい」、「真岡で子育てしたい」と、もっと思えるまちであるために、さらに、本市の未来を担う「人づくり」のために、「楽しみ」、「可能性」を感じながら"わくわく"とした気持ちで未来を描けるまちを実現するため、「JUMP UP もおか ~だれもが"わくわく"するまち~」を将来都市像として掲げます。



第3章 将来人口

本市の将来人口は、市独自推計によると、2030年(令和12年)には、76,475人まで減少すると予測されます。また、年齢3区分別人口では、年少人口が9,514人(12.4%)、生産年齢人口が43,816人(57.3%)、高齢者人口が23,145人(30.3%)と予測されます。

【将来人口展望】

- 合計特殊出生率が、2035年(令和17年)に1.9程度、2045年(令和27年)に人口置換水準の2.07 程度に上昇
- 2025年(令和7年)以降は、社会増減をゼロと設定

| 年度 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 |
|----------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| | 平成27年 | 令和 2 年 | 令和7年 | 令和12年 |
| 総人口 | 79,539人 | 78,995人 | 77,789人 | 76,475人 |
| 年少人口 | 11,292 人 | 10,405 人 | 9,772 人 | 9,514 人 |
| (14歳以下) | ^(14.2%) | (13.2%) | (12.6%) | (12.4%) |
| 生産年齢人口 | 49,213 人 | 46,949 人 | 45,148 人 | 43,816 人 |
| (15~64歳) | (61.9%) | (59.4%) | (58.0%) | (57.3%) |
| 高齢者人口 | 19,034 人 | 21,641 人 | 22,869 人 | 23,145 人 |
| (65歳以上) | (23.9%) | (27.4%) | ^(29,4%) | (30.3%) |

※ 2015年は実績値。2020年~ 2030年は推計値。



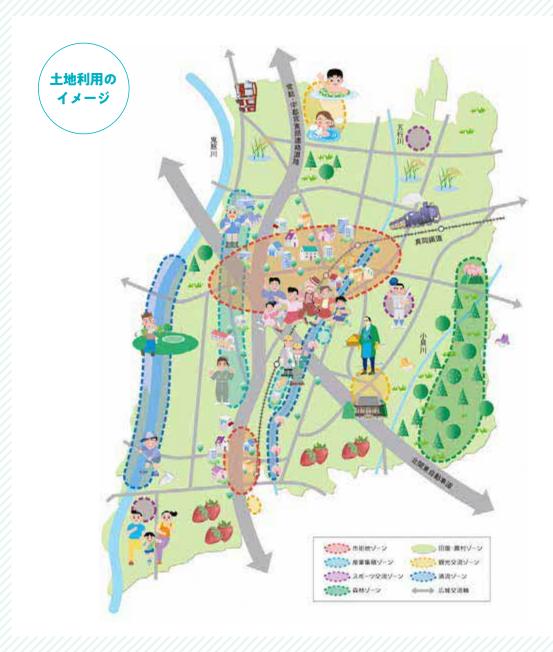
第4章 土地利用の構想

土地利用の基本的な考え方

土地は、市民生活に欠くことのできない共通の基盤であり、土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させるという原則に立って自然環境の保全や防災に配慮しながら、総合的かつ計画的な利用を推進します。

このため、本市の土地利用の構想は、「市街地」、「田園・農村」、「産業集積」、「観光交流」、「スポーツ交流」、「清流」、「森林」の7つに区分し、それぞれの利用目的に沿って、有効利用を図り、土地の活性化を図ります。

また、土地利用と併せて、各ゾーンの連携・交流を促進し、公共交通や道路等により中心拠点 やゾーンへのアクセス性の向上を図ります。



(1)基本ゾーニング

▶ 市街地ゾーン ─────

市街地ゾーンは、自然環境の調和に留意し、バリアフリー化や防災対策を含め、総合的に都市環境を開発、整備する必要がある地域として、その地域の特性に応じて、居住機能や商業・医療・福祉・文化・行政等の都市機能の集積により、まちなかの賑わいの創出と利便性の向上を図ります。

真岡地区及び二宮地区の中心市街地や長田地区を「中心拠点」、真岡鐵道北真岡駅周辺を「医療拠点」と位置付け、良好な都市環境の形成や機能的な都市活動の確保を図ります。

▶ 田園・農村ゾーン

田園・農村ゾーンは、農業の振興を総合的に図る地域として、農業振興地域を適正に管理し、優良農地の確保と荒廃農地の解消と発生防止に努め、農地の効率的な利用を図ります。

また、食料生産の場であるとともに地域住民の生活の場である豊かな農村地域の集落環境の保全に努めます。

▶ 産業集積ゾーン

産業集積ゾーンは、本市経済・産業発展の基盤である工業団地及び産業団地、商工タウンを「産業拠点」と位置付け、産業の集積を図ります。

また、自然環境や生活環境の保全、農業振興等に配慮しながら新たな産業拠点の整備や優良企業の誘致、 定着を推進します。

▶ 観光交流ゾーン ──

観光交流ゾーンでは、いちご、SL、真岡木綿等の観光資源を有効活用した観光ネットワークの構築に努めます。

真岡駅及びSLキューロク館周辺、岡部記念館「金鈴荘」及び久保記念観光文化交流館周辺、桜町陣屋跡・高田山専修寺周辺、道の駅「にのみや」周辺、井頭公園周辺を「観光交流拠点」と位置付け、これらの拠点の有効な活用に努めます。

▶ スポーツ交流ゾーン

スポーツ交流ゾーンでは、市民の健康増進と憩いの場として、施設の整備を図り、市民の多様なスポーツ活動や幅広い交流の場として活用できる環境の充実に努めます。

総合運動公園及び北運動場、二宮運動公園、井頭公園、もおか鬼怒公園ゴルフ倶楽部、きぬわいわい広場を「スポーツ交流拠点」と位置付けます。

▶ 清流ゾーン -

清流ゾーンでは、良好な水辺環境の保全を図り、地域に住む人や訪れる人が自然とふれあい、心身ともに安らぎを感じられる地域として清流ゾーンの形成に努めます。

▶ 森林ゾーン

森林ゾーンは、豊かな水や空気を育み安全で安心できる環境をつくり、さらには地球温暖化の防止にも貢献する等、多面的・公益的な機能を持っており、森林ゾーンの保全に努めます。

仏生寺周辺や根本山市民の森等の緑地を「緑の拠点」として位置付け、市民に親しまれる憩いや潤いのある空間の形成に努めます。

(2)交流軸

▶ 広域交流軸 -

北関東自動車道等による太平洋と日本海とに連なる広域的な連携・交流に資する軸と、常総・宇都宮東部連絡道路*等による成田国際空港と福島空港を介した、国内及び世界の国々との産業、文化、観光等の交流に資する軸の形成を図ります。

また、真岡鐵道とJR水戸線、関東鉄道常総線との連携強化による真岡鐵道の利便性を確保するとともに、今後、芳賀・宇都宮地域で整備されるLRTや民間路線バスとの連携強化を図る等、多様な交流に資する軸の形成を図ります。

▶ 地域連携·交流軸 ──

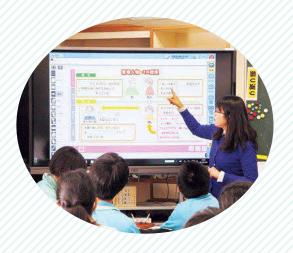
超高齢社会が進展する中、地域の連携・交流を促進するため、幹線道路・主要道路・生活道路の新設・改良により効率的で機能的な道路ネットワークの形成を図ります。

また、高齢者等の移動手段を確保するため、「いちごバス」や「いちごタクシー」の利便性の向上に取り組み、公共交通ネットワークの整備を図ります。

※ 常総・宇都宮東部連絡道路・・・常磐自動車道の谷和原ICから東北自動車道の矢板ICまでの総延長約100kmの地域高規格道路であり、本市においては、国道294号及び国道408号バイパスの一部が位置付けられています。

第5章政策の大綱

将来都市像『JUMP UP もおか~だれもが"わくわく"するまち~』を実現するために、 真岡市総合計画の骨格となる次の7つのまちづくりの政策を推進します。



政策 【 「人づくり」 ~豊かなこころアップ!~

将来を担う子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、思いやりの心や豊かな情操を育み、心身共に健康でたくましいもおかっ子の育成に努めます。また、だれもが心豊かに生きがいを持って暮らすために、学習環境やスポーツ・レクリエーション施設の整備を推進し、学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくりに努めます。

政策 2 「笑顔づくり」 ~安心と元気アップ!~

市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民が共に支え合う地域づくりに努めます。また、子どもたちが健やかに育つことができ、高齢者が生きがいを持ち、だれもが将来に希望を持って暮らすことができる思いやりと安心に満ちたまちづくりに努めます。





政策 3 「にぎわいづくり」 ~ま5の活力アップ!~

農業、商業、工業、観光等、各種産業のバランスのとれた発展を図るとともに、首都圏への地理的優位性や物流の基幹となる北関東自動車道や国道294号、国道408号鬼怒テクノ通りを活かした産業基盤の整備を図ります。また、日本一の生産量・販売額を誇るいちごをはじめ、SLや真岡木綿を活かした観光資源の活用により、地域と産業が調和する活力あるまちづくりに努めます。

政策 4 「都市づくり」 ~暮らしやすさアップ!~

自然環境に配慮し、良好な市街地の形成と充実、安全安心に暮らせるまちづくりを推進するとともに、公共交通の整備や幹線道路網と生活道路の整備を図り、子どもから高齢者まで、すべての市民一人一人が暮らしやすさを実感できるまちづくりに努めます。





豊かな自然と共生した生活環境の中で安心して暮らすことができるよう、地球が持つ自然資源を有効に活用し、自然と潤いがある快適なまちづくりに努めます。また、市民の生命や財産を守るため、自然災害への危機管理意識の高揚を図り、交通安全対策、防犯対策の推進による安全安心なまちづくりに努めます。

_{政策} **[魅力づくり**] ~市民のカアップ!~

市民と行政がそれぞれの役割を担い、一体となって、市民だれもが共に生きる喜びを感じられるよう、協働のまちづくりに努めます。また、様々な媒体により市内外に本市の持つ魅力を積極的に情報発信し、本市のイメージを高め、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりに努めます。





政策 7 「行政経営づくり」 ~効率・効果アップ!~

少子高齢社会の急速な進行等により、国や地方の財政は今後ますます厳しくなることが予想されるため、行政評価システム等を活用し、健全な財政運営を図ります。また、ICTを活用した行政サービスの推進や効率的で市民にわかりやすい行政運営に努めます。

第6章

まちづくりの基本戦略

~重点プロジェクト~

まちづくりの 基本戦略の 方向性 ふるさと「真岡市」が、栃木県をリードし、全国に誇れる都市となるためには、市民との「絆」を大切にして、対話・協働・連携を深めながら「選ばれる都市もおか」を実現することが重要であり、そのために、本市の将来を見据えた次の5つのプロジェクトをまちづくりの基本戦略と位置付け、リーディングプロジェクト(先導的、戦略的、横断的な取組)として重点的に取り組みます。

Project | こどもの元気な成長 プロジェクト

確かな学力の育成等教育環境の充実により、たくましい「もおかっ子」 の育成に取り組みます。



主な取組

- ●学力を県内トップレベルへ引き上げる取組 [施策1-1]確かな学力の育成 [施策1-3]国際化に対応した教育
- ■ICTを活用した学校教育の推進 [施策1-1]確かな学力の育成
- 義務教育課程における英語教育、国際理解教育 の充実

[施策1-3]国際化に対応した教育 [施策1-5]青少年の健全育成 [施策1-8]国際交流の推進

- 子どもの体力向上のための取組 [施策1-2]心の教育と健やかな体づくり
- 安全でおいしい給食を提供するための施設整備 「施策1-2]小の教育と健やかな体づくり

Project 2 若い世代・子育で応援 プロジェクト

若者が魅力を感じ、ファミリー世帯が住みやすいと思うまちの実現に向け、若者や女性の仕事をつくり、子育て支援の充実を図ります。



主な取組

- ●雇用の創出と本市へのUIJターンの促進 [施策 3-3]工業の振興 [施策 3-5]雇用の安定と創業支援の推進 [施策 6-1]都市ブランド戦略の推進
- 女性がいきいきと活躍できる環境づくりの取組 「施策6-3]男女共同参画社会の実現

● 子育て支援センター・図書館等の機能移転を含む子育て支援拠点として「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備

[施策2-1]子育て支援の充実

Project 3 いつまでも安心な暮らしの 実現プロジェクト

高齢者や障がいのある人にも優しい、安心して暮らせるまちづくりを 推進します。



主な取組

●広域連携による利便性の高い公共交通ネット ワークの構築

[施策4-4]公共交通ネットワークの整備

●健康増進施設での健康づくり環境の充実 [施策2-6]健康づくりの推進 ●地域住民、事業者等が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながる社会の実現に向けた包括的支援体制の整備

[施策2-2]共に支え合う地域福祉の推進

Project 4 とちぎをリードする産業 プロジェクト

東京圏を意識した戦略的な園芸農業の推進や、魅力ある産業の創出により、若い世代を呼び込み、経済活動を県内トップクラスに伸ばす取組を推進します。



主な取組

- いちごやトマト、なす、にら、たまねぎ等の生産 拡大による園芸立国もおかの推進 「施策3-1]農業の振興
- ○ICTを活用したスマート農業の推進 [施策 3-1]農業の振興
- いちご日本一のまち真岡のブランド力の向上 [施策3-1]農業の振興 [施策6-1]都市ブランド戦略の推進
- 担い手の育成・確保のため生産者等の運営による観光いちご園の整備 「施策3-1]農業の振興

- チャレンジファーム事業による就農者の確保 [施策3-1]農業の振興
- 真岡市中小企業・小規模企業振興計画に基づ く既存企業や地場企業の定着及び競争力強化 の支援

[施策3-3]工業の振興

● 新たな産業団地の整備による企業誘致の推進 [施策3-3]工業の振興

Project 5 まちの活力再生・魅力創出 プロジェクト

若い世代が魅力を感じ、担い手となって未来を共に描いていけるよう な新たなもおかの元気を創出します。



主な取組

●中心市街地リノベーションの推進による魅力 ある市街地の創出

[施策4-1]良好な市街地の形成

●「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能が相互に連携する 複合交流拠点の整備

[施策1-4]生涯学習の推進 [施策2-1]子育て支援の充実 [施策3-2]商業の振興

● いちごやSL等の各種地域資源をつないだ真岡 ブランドづくりの推進

[施策3-4]観光の振興

●フィルムコミッションによる観光施設と文化 施設の情報発信

[施策 3-4]観光の振興

- 真岡鐵道沿線市町との広域観光の振興 [施策3-4]観光の振興
- 井頭公園を核とした観光ゾーンの整備 [施策3-1]農業の振興
- ホームページ、アプリによる市政情報発信の充実 [施策7-2]開かれた市政の推進
- ■コミュニティ FMによる地域活性化と防災力 の向 F

[施策5-6]防災体制の整備・強化 「施策7-2]開かれた市政の推進

- スポーツによるもおかの活力及び魅力の創出 [施策1-6]生涯スポーツ・レクリエーションの振興
- スポーツ施設の利活用による誘客の強化 「施策1-6]生涯スポーツ・レクリエーションの振興

第7章施策の体系

将来都市像を実現するために、まちづくりの7つの政策を柱とし、41の施策を基本計画と掲げて展開していきます。

| 都市像 | | 政策 | 施策 | 重点 プロジェクト |
|--------------|----------|---|------------------------|--------------|
| | | | 一 1 確かな学力の育成 | 1 |
| | | - | - 2 心の教育と健やかな体づくり | 1 |
| | | _ | - 3 国際化に対応した教育 | _ 1 |
| | | | - 4 生涯学習の推進 | - 5 |
| | | 「人づくり」 | - 5 青少年の健全育成 | _ 1 |
| | | ~豊かなこころアップ!~ | - 6 生涯スポーツ・レクリエーションの振興 | _ 5 |
| | | - | 7 文化芸術の振興と文化財の保護・継承 | _ |
| | | | - 8国際交流の推進 | - 1 |
| | | | 1 子育て支援の充実 | 2 • 5 |
| | | - | 2 共に支え合う地域福祉の推進 | — 3 |
| | | 2 | 3 高齢者福祉の充実 | - |
| | | 「笑顔づくり」 | 4 障がい者の自立と社会参加の支援 | - |
| | | ~安心と元気アップ!~ | - 5 生活保護と自立支援 | |
| \$ | | | 一 6 健康づくりの推進 | 3 |
| だれ」 | | | - 7 地域医療体制の充実 | - |
| | | 3 「にぎわいづくり」 ~まちの活力アップ!~ | 一 1 農業の振興 | 4 • 5 |
| € ∪ | | | 一 2 商業の振興 | – 5 |
| がM | \vdash | | 一 3 工業の振興 | 2 • 4 |
| P | | | - 4 観光の振興 | – 5 |
| わ | | | - 5 雇用の安定と創業支援の推進 | _ 2 |
| < U | \vdash | 4 「都市づくり」 ~暮らしやすさアップ!~ | 一 1 良好な市街地の形成 | – 5 |
| わP | | | 2 安全で快適な住まい・まちづくり | _ |
| (| | | 一 3 道路ネットワークの整備 | - |
| 4. 书 | | で春らしやりさアグラ!で | - 4 公共交通ネットワークの整備 | 3 |
| 《するまち | | 5 「環境づくり」 ~安全なまちアップ!~ 6 「魅力づくり」 ~市民のカアップ!~ | - 1 水道事業の推進 | _ |
| るか | | | - 2 下水道事業の推進 | |
| ま | | | 3 循環型社会の構築 | |
| ち | | | 4 自然環境の保護と地球温暖化対策の推進 | |
| 5 | | | 5 生活環境の保全 | |
| | | | 6 防災体制の整備・強化 | _ 5 |
| | | | 一 7 交通安全の推進 | _ |
| | | | 8 防犯対策の推進 | |
| | | | 1 都市ブランド戦略の推進 | 2 · 4 |
| | | | - 2 市民協働のまちづくり | |
| | | | 3 男女共同参画社会の実現 | _ 2 |
| | | 1320073777 | 4 安全で安心な消費生活の推進 | |
| | | | - 1窓口サービスの向上 | |
| | | 7 「行政経営づくり」 ~効率・効果アップ!~ | 2 開かれた市政の推進 | _ 5 |
| | | | - 3 ICTの活用による行政サービスの推進 | |
| | | | - 4 組織の適正化と人材の育成・強化 | |
| | | | - 5 健全な財政運営 | |

第2部

基本計画

政策1

「人づくり」 ~豊かなこころアップ!~

政策2

「**笑顔づくり**」 ~ 安心と元気アップ! ~

政策3

「にぎわいづくり」 ~まちの活力アップ!~

政策4

______<mark>都市づくり</mark> ~暮らしやすさアップ!~

政策 5

「環境づくり」 ~安全なまちアップ!~

政策6

「**魅力づくり**」 ~市民のカアップ!~

政策7

「行政経営づくり」 ~効率・効果アップ!~



政策1

「人づくり」

~豊かなこころアップ!~

将来を担う子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、 思いやりの心や豊かな情操を育み、心身共に健康でたくましいもお かっ子の育成に努めます。また、だれもが心豊かに生きがいを持って 暮らすために、学習環境やスポーツ・レクリエーション施設の整備を 推進し、学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくりに努めます。



施策の体系

| 施策1-1 | 確かな学力の育』 | ьt |
|-------|----------|-----|
| | | ルス・ |

<u>施策1-2</u> 心の教育と健やかな体づくり

<u> 施策1-3</u> 国際化に対応した教育

施策1-4 生涯学習の推進

□施策1-5□ 青少年の健全育成

<u> 施策1-6</u> 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

<u>施策1-7</u> 文化芸術の振興と文化財の保護・継承

施策1-8 国際交流の推進

確かな学力の育成

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

すべての小中学校で、電子黒板やタブレット、デジタル教科書等のICT機器を活用した授業を展開し、学力の向上が図られています。

また、指導する教員は、校務支援システムの活用等により働き方改革を進めることで、子どもに向き合う時間を確保し、教育の質を高めています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市では、子どもたちが県内トップレベルの学力を身に付けるために、全国学力・学習状況調査 及びとちぎっ子学習状況調査の結果に基づいて、本市独自の総合学力調査を実施し、学力の定着度 を把握・分析して授業の改善を行うとともに、普通教室、特別支援教室、理科室への電子黒板の導入 やICT導入モデル校でのタブレットによる授業に取り組んでいます。

また、令和2年度からの小学校プログラミング教育の全面実施に先立ち、平成30年度からプログラミング体験教室を実施しています。

さらに、学校・家庭・地域の連携により地域で子どもたちを育む力を高め、児童生徒が安心して学べる環境づくりに取り組んでいます。

全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査結果 栃木県との比較

| 工间于77。丁目17// | エロナガ 子自仏が明直次してラマップ 子自仏が明直相木 一川小木との比較 | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | 小6 | 中3 | 小5 | 中2 | | | |
| 年度 | 全国学力・学習状況 調査における 県教科合計平均 正答率との差 | 全国学力・学習状況 調査における 県教科合計平均 正答率との差 | とちぎっ子 学習状況調査 における3教科 合計平均正答率の 県との差 (国語、算数、理科) | とちぎっ子 学習状況調査 における5教科 合計平均正答率の 県との差 (国語、社会、理科、数学、 英語) | | | |
| 平成26年度 | - 9.2 ポイント (国語、算数) | - 0.2 ポイント (国語、数学) | - 0.2 ポイント | + 0.4ポイント | | | |
| 平成27年度 | + 0.6ポイント (国語、算数、理科) | ー 1.0 ポイント (国語、数学、理科) | − 1.4 ポイント | + 0.2ポイント | | | |
| 平成28年度 | - 2.4ポイント (国語、算数) | + 0.6ポイント (国語、数学) | + 0.4ポイント | - 0.5 ポイント | | | |
| 平成29年度 | + 0.5ポイント (国語、算数) | - 1.7 ポイント (国語、数学) | + 0.6ポイント | + 1.5ポイント | | | |
| 平成30年度 | - 1.7ポイント (国語、算数、理科) | 生 0 ポイント (国語、数学、理科) | + 0.2ポイント | + 0.8ポイント | | | |

ICT機器導入率

| | 小学校におけるICT機器等 | | 全国 | 栃木県 | 真岡市 |
|---|---------------|------------------|--------|----------------|----------------|
| | | 教育用PC1台当たりの児童生徒数 | 6.4人/台 | 5.9 人/台 | 7.5 人/台 |
| | 小学校 | 普通教室の無線LAN整備率 | 37.2% | 51.8% | 100%* |
| | | 普通教室の電子黒板整備率 | 28.2% | 42.6% | 100%* |
| Ī | 中学校 | 教育用PC1台当たりの児童生徒数 | 5.5人/台 | 5.9人/台 | 4.9人/台 |
| | | 普通教室の無線LAN整備率 | 35.2% | 49.5% | 100%* |
| | | 普通教室の電子黒板整備率 | 32.4% | 35.3% | 100%* |

平成30年3月現在

題

対

IT'S

※印は、平成31年4月1日現在

課題と対応~施策の展開~

- 基礎的、基本的な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成
- ICT機器を有効に活用するためのネットワーク環境の整備と機器の更新
- 電子黒板、タブレット、デジタル教科書等のICT機器の積極的な活用
- プログラミング教育の充実
- 小学校高学年の教科担任制への対応
- 教職員の校務事務の効率化
- 社会的な自立に向けて、発達段階に応じたキャリア教育の研究
- 学校施設の適正な維持管理と安全性、快適性の確保
- 児童牛徒数の減少
- 家庭・地域・学校の連携強化

● 真岡市総合学力調査の実施による学力の定着度の把握、分析と授業改善

- ICT機器を活用した授業による児童生徒の学習への興味・関心の向上
- プログラミング教育の指導法の研究
- 複数担任制のための非常勤職員の配置による児童生徒の学習支援
- 学校図書館専任司書の巡回配置による学校図書館機能の向上と学習支援
- 校務支援システムの活用による教員と子どもの向き合う時間の確保
- 科学教育センターを活用した観察・実験による理科学習の質の向上
- 小学校高学年の教科担任制の導入に向けた調査・研究
- 中学生の職場体験「マイ・チャレンジ推進事業」等キャリア教育の実施
- 学校施設長寿命化修繕計画の策定による安心して学べる学校施設の整備
- 児童生徒数の変化を踏まえた学校の適正配置
- スクールガード等地域による児童生徒の見守り
- コミュニティスクールの調査・研究
- 小学校から中学校までの一貫的な教育に向けた調査・研究

| | 小学校から中学校までの一貫的な教育の捉え方(案) | | | | |
|----------|--------------------------|----------------------------|--|--|--|
| 第1ステージ | 小学1年、2年、3年、4年 | 生活習慣や基礎的学力を身に付けるた めの時期 | | | |
| 第2ステージ | 小学5年、6年、中学1年 | 思考力、判断力、表現力を高めるための 時期 | | | |
| 第 3 ステージ | 中学2年、中学3年 | 教科の習熟と将来を見据えたキャリア 教育の時期 | | | |

■成果目標~目標値~

| | | E | 目標値 | |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 施策の展開 | 施策の展開 取組内容 収組内容 | | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 小中学校が連携した | ● 真岡市総合学力調査による学習定着度の確認・分析・対策● 真岡市学力向上推進研 | 小5 とちぎっ子学 習状況調査における 3教科合計平均正答 率の県との差 (国語、算数、理科) | + 0.2 ポイント | + 0.7 ポイント |
| 「分かる・できる・ 定着する」 学習指導の推進 | 修会(年2回)による指導法の向上 ●指導主事の学校指導訪問による助言 | 中2 とちぎっ子学 習状況調査における 5教科合計平均正答 率の県との差 (国語、社会、理科、数学、 英語) | + 0.8 ポイント | + 1.3 ポイント |
| | ● ICT機器やデジタル教 | 学習用PCの導入率 電子黒板の導入率 ICT支援員の配置 | 6.2人/台 | 各小中学校で 3クラスに 1クラス分 程度 |
| 分かる授業を 推進するための ICT機器の 整備と活用 | 材等の活用 | 電子黒板の導入率 | 普通教室 100% | 普通教室、 特別支援教室、 理科室 各 1 台 |
| | ● ICT支援員による機器 の有効活用 | ICT支援員の配置 | ICTモデル校 2 校 月 4 回支援 | 全ての 小中学校に 月 4 回支援 |

市民への期待



» 学校、家庭、地域と連携して、人間性豊かな子どもを育成します。

行政 の役割



>> 学力向上を図るための教育環境の整備 を推進します。

ICT機器を活用した授業



施策1-2

心の教育と 健やかな体づくり



■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

道徳教育や集団活動を通して、生命や人権を尊重する心、人への思いやりの心等が育まれているとともに、正しい食習慣や運動習慣を身に付けながら、健やかな体づくりが進められ、基礎体力が向上しています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

小学校から中学校の9年間は、子どもたちにとって、心も体も大きく成長し、変化する時期です。 心の教育については、豊かな情操と道徳心を養い、いじめや不登校、問題行動への未然防止につ なげる必要があります。

不登校や特別支援教育等に関する相談が増加している中で、本市おいては、臨床心理士やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー**を配置し対応しています。

さらに、特別な支援が必要な児童生徒については、特別支援教育支援員を配置し、学校での日常活動や個々に応じた学習を支援しています。

体力については、全国的に緩やかな向上傾向にありますが、昭和60年頃のピーク時と比較すると、まだ低い水準にあります。本市においても同様な傾向にあり、これは日常における運動量が絶対的に減少していることや、遊びの内容が変わり体力をあまり使わないで遊ぶ児童生徒が増えていることによるものです。

これまでの取組により、新体力テストの種目のいくつかにおいて改善傾向が見られますが、今後 も意識して取り組まなければならない状況です。

食生活と健康に関しては、保健体育の授業や給食を通して、望ましい食習慣の形成を図っています。特に、食物アレルギーへの対応については、給食献立材料表の配布や教職員への研修を実施しています。また、学校給食センターについては、計画的な施設の整備を検討しています。

※ スクールソーシャルワーカー…児童生徒の問題に対し、保護者や教員、関係機関と連携し、問題の解決を図る専門職のこと

教育相談件数

| 年度 | スクールカウンセラーへの相談件数 (年間累計数) |
|--------|-----------------------------|
| 平成26年度 | 1,372件 |
| 平成30年度 | 2,363件 |

新体力・運動能力調査における全国との比較

| 年度 | 小 5 男子 | 小5女子 | 中2男子 | 中2女子 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|
| 平成27年度 | − 1.65 ポイント | − 1.21ポイント | − 1.28 ポイント | + 0.30ポイント |
| 平成30年度 | − 2.13 ポイント | − 1.04 ポイント | − 0.45 ポイント | + 0.25ポイント |

課題と対応~施策の展開~

課題

- 集団生活の中で相手を思いやり、状況に応じて自己自制する力の育成
- 特別な支援が必要な児童生徒への学校での日常活動及び学習支援
- 生活環境の変化による体力・運動能力の二極化と生活習慣病の低年齢化
- スポーツにおける専門指導者の育成と確保
- 安全安心な給食の提供と食育の推進
- 食物アレルギーのある児童生徒への対応

対応

- 道徳的実践力を育成する道徳授業の実施
- 児童生徒指導及び教育相談の充実のための教育相談員やスクールソーシャルワーカーの配置
- 特別支援教育支援員やICT機器の活用による個々の学校生活及び学習支援
- 特別支援教育の充実のための臨床心理士の配置
- 自然教育センターでの宿泊活動を通じて人や自然とのふれあいを深める活動の実施
- ●「真岡市体力向上プログラム」の各学校における実践
- スポーツ指導者等の地域の人材活用と連携システムの構築
- 学校給食センターの整備による安全でおいしい給食の提供
- 学校給食センターの栄養教諭による小中学校での食育の実践
- 食物アレルギー献立材料表やアレルギー特定物質有無 (チェック表) の配布による情報提供
- 主に食物アレルギーにおける「エピペン (登録商標)」使用を含めた教職員研修の実施 ※「エピペン (登録商標)」とは、アレルギーによるショック反応症状を一時的に緩和する薬

成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|------------------------------|--|------------------------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 取組内容 | | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| 教育相談の充実 | スクールソーシャル ワーカーによる問題を 抱えた児童生徒の相談 対応 | 相談を受け改善のみ られた児童生徒 | * | 20人 | |
| 体育授業の改善 | ● 学校活動における体力 向上プログラム実践 | 新体力・運動能力調 査(80点満点) | 49.2点 | 51.7点 | |
| 地域や家庭と 連携した日常的な 運動量の増加 | ● 学校での取組や家庭へ の働きかけによる運動 習慣・生活習慣の改善 | 「運動が好き」と答え た児童生徒の割合 | 82.5% | 85.0% | |

※ スクールソーシャルワーカーは、平成31年4月から配置

市民への期待



-) 自分の行動に責任を持って、子どもたちに社会のルールを伝えます。
- ** 生涯にわたって運動やスポーツを楽しみます。

行政の役割

- ** 生命や人権を尊重し、人への思いやり の心や集団生活のルールを学ぶ機会を つくります。
- 運動やスポーツを楽しめる環境を整えます。

国際化に対応した教育

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

社会環境が大きく変化しグローバル化が一層進展する中で、国際的な視野を持ち、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身に付けた児童生徒が育成されています。

また、国籍や文化の違いに関わらず、 お互いに支え合い共に生きていく力が育 まれています。



イングリッシュ・サマーキャンプ

現状~本市の現状と社会の状況~

政治や経済のグローバル化が急速に進み、社会構造や雇用環境が大きく変化しています。本市においては、多くの外国人が居住しており、栃木県内における外国人住民の割合が人口比率で一番高い状況にあり、今後、海外との交流がますます盛んになると予想されます。

新学習指導要領では、小学校高学年において、「外国語活動」に代わり「外国語科」が新設され、小・中・高連携による系統的な英語力の育成が重視されています。

また、このような変化の激しい時代を生き抜いていくための人材を育成するため、異文化への理解を促進することにより、お互いを認め合う「国際理解教育」を一層推進する必要があります。

本市では、教育国際交流として、6つの中学校がアメリカ、中国、台湾、オーストラリアの学校と 姉妹校交流を行っており、3つの中学校は、合同で海外派遣を行っています。

さらに、国際的な視野を広め、将来、多様な分野でリーダーシップを発揮し活躍できる人材を育成するため、市内在住の高校生の海外留学支援や留学体験を踏まえた、小中学生との意見交換会等を実施しています。

小中学校の児童生徒数と外国人児童生徒数の推移

| 年度 | 児童生徒数 | | |
|--------|-------------|--------------|-------------------------|
| 12 | NET ICX | 外国人児童生徒数 | 日本語指導を必要とする 外国人児童生徒数 |
| 平成26年度 | 6,997人 | 232 人 | 116人 |
| 平成30年度 | 6,784人 | 268 人 | 142 人 |

本市における英語授業時数の変化

| ١ | 年度 | 小学1、2年 | 小学3、4年 | 小学5、6年 | 中学校 |
|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 平成26年度 | 3時間 | 11時間 | 35時間 | 140時間 |
| | 平成30年度 | 10時間 | 35時間 | 70時間 | 140時間 |

課題と対応~施策の展開~

課題

- 英語による会話やプレゼンテーション等言語活動の充実による児童生徒の英語力の 向上
- 教員研修会の開催や英語指導力向上専門員の配置等による授業改善の支援
- 教育国際交流の姉妹校の確保
- 外国人の児童生徒への日本語指導及び保護者への通訳支援

対応

- 外国人英語指導員やICT機器を活用した英語教育の充実
- 英語検定・漢字検定補助事業の実施
- 小学校における英語専科教員の配置
- イングリッシュ・サマーキャンプの実施
- 教育国際交流の推進
- 外国人児童生徒の日本語学級指導助手の配置

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | | | |
|-----------------------------|--|---|----------------------|----------------------|--|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 容 指標 | | 令和 6 年度 (目標年度) | | |
| | ● 教師の指導力の向上による授業等の改善 | 中学2年生の真岡市 総合学力調査(英語) の平均正答率におけ る全国比との差 | ー 2.3 ポイント | + 2.5 ポイント | | |
| 外国人との コミュニケーション 能力の向上 | ● AET ^{*1} 及びJTE ^{*2} やICT 機器を活用した分かり やすい授業の実施 | とちぎっ子学習状況 調査「英語が好き」と 答えた児童の割合 | _ | 80% | | |
| | ● AETやICT機 器 を 活 用 した分かりやすい授業 の実施 | とちぎっ子学習状況 調査「英語が好き」と 答えた中学2年生の 割合 | 59.5% | 80% | | |

- ※1 AET (英語指導助手) とは、外国人の英語指導助手で、小学校4年生から中学校全学年を指導
- ※2 JTE (小学校英語指導資格者) とは、小学校1年~3年生の英語を指導

市民 への期待



>>> 国際的な視野を育成し、相互理解を深めるため、異文化交流の場等に積極的に参加します。

行政の役割



» 国際交流や英語教育の充実に向けた環 境整備や指導者の人材確保に努めます。

生涯学習の推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民が生涯にわたり自主的、積極的に学習に取り組み、市民一人一人が学んだことを社会生活に活かす等、生きがいを持って心豊かに生活をしています。



■現状 ~本市の現状と社会の状況~

現代は、価値観の多様化やライフスタイルの変化等により、市民一人一人が知識や技術を伸ばし、 自発的意思に基づく学習が重要視されており、青少年は人生の目的や生きるための知恵を得るため、 社会人は知識を向上させるため、高齢者は余暇の充実や生きがいを求め、生涯学習に取り組んでい ます。

本市の生涯学習事業は、市民憲章を柱に教養、趣味、スポーツ・レクリエーション分野や環境、福祉、産業、健康等多種多様にわたっています。

公民館では、生涯を通じて、市民の学習機会の場を提供するため、数多くの市民講座や出前講座 を開催し、市民会館、図書館等の社会教育施設でも各種事業を展開しています。

また、利用者に快適な学習環境を提供するため、各施設の老朽化に伴う修繕を行うとともに、図書館においては、利用者の利便性向上のため、静かに本を読める空間と親子で一緒に過ごせる空間の整備、閉架書庫の整備、バリアフリー化の整備、広域利用の充実等が求められています。

生涯学習活動の実施状況

| 年度 | 公民館及び青年女 性会館の利用人数 | 公民館及び青年女 性会館の定例利用 団体数 | 図書館利用人数 | 図書貸出数 |
|--------|----------------------|-----------------------------|----------|----------|
| 平成26年度 | 72,562人 | 61団体 | 228,855人 | 261,491⊞ |
| 平成30年度 | 69,109人 | 64団体 | 241,856人 | 287,152⊞ |

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 自発的に学習に取り組む市民の育成
- 生涯学習事業への市民ニーズの反映
- 施設の老朽化等への対応

対応

- 生涯学習活動の充実と市民の継続的な学習への支援
- 多種多様な各種講座等の開設や市民への学習機会と場の提供
- 各種施設の環境整備
- 生涯学習拠点 (図書館) として、「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」 機能を併せ持つ複合交流拠点 の整備

成果目標~目標値~

| | | 取組内容 | 目標値 | | |
|------|--|---|-----------------|------------------|-------------------|
| 施策の風 | 施策の展開 | | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| | | ●市民講座の開催 | 市民講座数 | 203講座 | 220講座 |
| | 多様な学習機会の | ● 出前講座の開催 はな学習機会の ● 生涯学習フェスティバ | 市民講座参加延べ人数 | 14,381人 | 15,000人 |
| | 提供 ルの開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 出前講座数 | 173講座 | 200講座 | |
| | | 報」の発行 | 出前講座参加延べ人数 | 4,879人 | 5,000人 |
| | 生涯 学習拠占 | 正学習拠点 選書館) の整備 機能が相互に連携する 複合交流拠点の整備 | まちのステーション 整備 | _ | 事業化 |
| | (図書館)の整備 機能が相互に連携 複合交流拠点の整備 | | 図書館利用人数 | 241,856人 | 250,000人 |
| | | the but a division of 1111 - A special lift | 図書貸出数 | 287,152冊 | 300,000冊 |

市民への期待



) 生涯にわたり自主的・積極的に学習に取り組みます。

行政 の役割





か市民や自主活動団体の生涯学習活動を 支援するため、学習機会や学習の場の提供、学習環境の整備に努めます。

青少年の健全育成

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

青少年が将来に夢と希望を持ち、豊かな感性と創造性を養いながら心豊かにたくましく成長しています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

社会環境の変化に伴い、核家族化、少子化、両親の共働き等が 顕在化し、家庭や地域の人間関係の希薄化が進んでいます。

子どもの基本的生活習慣としての「しつけ」まで、保育 所、幼稚園、学校に依存する親が多くなっています。

また、地域社会の持つ教育的機能の低下、子育てに関する情報の氾濫、価値観の多様化等により子育てに悩む親も多く、児童虐待につながる要因の一つにもなっています。さらに、スマートフォン等の普及により、SNSを通じて青少年が犯罪に巻き込まれるケースが社会問題化しています。





本市では、平成5年3月に「青少年が心豊かにたくましく育つ都市」を宣言しており、今後も引き続き地域、家庭、学校、職場が一体となって、青少年の健全育成の普及啓発を展開していく必要があります。

そして、経済のグローバル化等により、社会環境に即応できる創造性あふれた人材が求められています。次世代を担う若者が異文化に触れ、国際的な視野を広め、多様な分野でリーダーシップを発揮し、活躍できる人材の育成が必要となっています。

青少年健全育成に関わる団体の状況

| 年度 | 青少年健全 育成連絡会 (小学区数) | 少年指導員数 | ジュニア リーダース クラブ会員数 | 育成会数 | 育成会員数 |
|--------|--------------------------|-------------|-------------------------|-------|---------|
| 平成26年度 | 18箇所 | 78 人 | 25人 | 131単位 | 5, 116人 |
| 平成30年度 | 14箇所 | 74 人 | 35人 | 126単位 | 4, 748人 |

少年犯罪数及び補導数

| 年度 | 少年犯罪数 | 補導数 |
|--------|-------------|-------------------------|
| 平成22年度 | 43 人 | 1,432 人 |
| 平成26年度 | 30人 | 394 _人 |
| 平成30年度 | 24人 | 105 人 |

※真岡警察署管内人数

課題と対応~施策の展開~

課 題

- 家庭、学校、職場及び地域一体での子どもの育成環境の整備
- 国際的な視野と豊かな語学力やコミュニケーション能力を身に付けるための若者へ の支援

対 応

- 青少年健全育成連絡会の活動や家庭教育学級、思春期学級等の学習機会の充実や家 庭教育に関する啓発活動の推進
- 地域指導者、青年リーダー、ジュニアリーダー等の青少年団体指導者の育成と地域で の仲間づくりや子ども会活動の推進
- 少年指導員による青色回転灯搭載車を活用した巡回指導の徹底
- 子ども110番の家の周知徹底や家庭、学校、職場及び地域一体での健全育成の連携強化
- 市内在住の高校生の海外留学支援と小中学生の体験発表による次世代のグローバル な人材育成の推進

成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | |
|--------------------------------------|--|-----------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 施策の展開 取組内容 | | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 青少年を | ● 少年指導センター、地域・学校防犯パトロー | 青少年の不良行為を 市が指導した人数 | 17人 | 10人以下 |
| 健全に育成する 環境づくり | ル、警察、関係機関との 連携強化 | 警察に補導された青 少年の数 | 105人 | 90人以下 |
| | ● 育成会活動 | 子ども会育成会加入率 | 77.2% | 80% |
| 多様な分野で リーダーシップを 発揮できる 人材の育成 | ● 意欲ある若者の海外留 学を支援するための留 学費用の一部助成 | 高校生の海外留学支援(累計数) | 6人 | 50人以上 |

市民 への期待



» 地域において青少年の健全育成の環境整 備に努めます。



>> 地域と共に青少年の健全育成を図るた めの支援や青少年を取り巻く環境の整 備に努めます。

ジュニアリーダースクラブ による「サンタと遊ぼう」



施策1-6

生涯スポーツ・ レクリエーションの振興

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民一人一人が、自主的にスポーツ・レクリエーションを行うことにより、心身ともに健康で活力ある生活を実現しています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

社会環境の変化に伴う市民意識の変化により、健康の保持増進や体力の向上に関しての意欲が高まる中、市民のスポーツ・レクリエーション活動が活発化しています。

一方で、日常生活における体を動かす機会は減少し、特に、高齢者の健康維持と子どもの運動離れによる体力の低下が懸念され、さらに、運動する子どもとしない子どもの二極化が見られます。

このような状況の中、「市民ひとり1スポーツ」が市民生活の中に定着し、だれもが、それぞれの体力やライフステージに応じて、気軽に、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができるよう、スポーツをする機会と場の提供が必要となっています。

本市では、スポーツによる活力及び魅力を創出するため、令和元年度に「真岡市スポーツ推進計画」を策定し、今後5年間を見通した本市のスポーツ推進の基本方針や、総合的かつ計画的に取り組むべき具体的施策を定めています。

また、令和4年には「第77回国民体育大会」が本県で開催され、本市は少年男子サッカーの競技会場地となりますので、これを機会に、広く市民がスポーツに関心を持つよう、大会実施に向け準備を進めています。

ノルディック ウォーキング



市民のスポーツ・レクリエーション状況

| 年度 | 市のスポーツ施設利用者延べ人数 | 何らかのスポーツ・レクリエーションを 行っている市民の割合※ |
|--------|-------------------|-----------------------------------|
| 平成26年度 | 537, 883 人 | 47.3% |
| 平成30年度 | 575, 625人 | 55. 5% |

※ 市民意向調査より

課題と対応~施策の展開~

課題

- 運動する子ども、しない子どもの二極化の解消
- 子どもから高齢者まで、幅広い世代がスポーツに触れることのできる機会の確保
- 体力や年齢に応じてスポーツを楽しむことのできる施設や競技力向上のためのスポーツ施設の整備
- スポーツ指導者の高齢化に伴う新規指導者の育成と指導力のさらなる向上

対応

- 子どもから高齢者まで楽しめるスポーツ教室の開催
- 地域住民で自主的・主体的に運営しスポーツ機会を提供している総合型地域スポーツクラブへの支援
- ●総合運動公園への競技施設整備並びに地域体育館を含めた市内施設の適切な維持管理と更新
- 新規スポーツ指導者の育成や競技力向上のための指導者養成への支援

■成果目標~目標値~

| | 施策の展開 取組内容 | | 目標値 | | |
|------------------------------------|---|---|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | | | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| スポーツ競技力 向上の推進と 施設の整備 | 総合運動公園の整備・充実 各体育館・運動場の整備 広域利用協定締結市町間での公の施設の相互利用 指導体制の充実 スポーツ団体の育成強化 | 市のスポーツ施設利 用者延べ人数 | 575,625人 | 620,000人 | |
| 市民ひとり 1スポーツを 目指した スポーツの推進 | 各種スポーツ教室の開催真岡井頭マラソン、はが路ふれあいマラソン等、各種イベントの開催障がい者のスポーツ振興スポーツ推進計画の推進 | 何らかのスポーツ・レ クリエーションを行っ ている市民の割合 [※] | 55.5% | 60.0% | |

※ 市民意向調査より

市民への期待



>> スポーツ・レクリエーションを自主的 に行い、日頃から体を動かすよう心掛 けます。

行政 の役割



>>> スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供と、施設等の環境整備の充実を図ります。

施策1-7

文化芸術の振興と文化財の保護・継承

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

文化芸術活動の推進により、市民だれもが文化芸術に触れ親しみ学ぶ機会が拡充されています。文化財については、適切な保存管理と伝統文化の継承がされています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

文化芸術については、価値観の多様化が進み、心の豊かさや潤いのある暮らしを求める市民が多くなり、質の高い文化や芸術に対する関心が高まっています。

市民会館「市民"いちご"ホール」では、音楽・演劇・映画等の自主事業や共催事業、芸術鑑賞会等を実施するとともに、市民や学校等教育機関の自主活動の発表の場として提供されています。

真岡市文化協会では、各種文化・芸術団体相互の連絡調整を図るとと もに、個々の文化活動を支援しています。

本市所蔵の美術品については、適切に管理して次世代に継承していくとともに、美術品展示館(久保記念観光文化交流館)及びまちかど美術館において、広く一般に公開しています。

文化財については、国指定の文化財である桜町陣屋跡・専修寺・大前神社をはじめ、古代から近代に至るまでの貴重な歴史的文化遺産が数多く残されており、まちづくりや観光資源として活用することが求められています。このような中、文化財を守り継承してきた地域の担い手が減少傾向にあり、課題となっています。

文化財指定登録状況

| 指定の別 | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 計 |
|-------|-----|-----|------|------|
| 指定文化財 | 5件 | 63件 | 142件 | 210件 |
| 登録文化財 | 2件 | _ | 14件 | 16件 |
| 計 | 7件 | 63件 | 156件 | 226件 |

指定無形民俗文化財後継者数

| 指定無形民俗文化 財後継者数 | 270 人 |
|-------------------|--------------|

平成31年3月31日現在



国指定重要文化財の 桜町陣屋跡での 「報徳田の田植え」



音楽祭

真圆市音楽祭月

桜町陣屋跡

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 文化活動への参加者の高齢化・固定化、若年層の活動離れ
- 市民だれもが文化芸術に触れ親しみ学ぶ環境づくり
- 文化財に対する市民の関心をより高めていくための普及・啓発活動
- 有形文化財の老朽化や破損
- 無形文化財における継承者の減少

対応

- 文化協会をはじめとした文化団体及び伝統文化・芸能の育成支援
- 文化祭、芸術祭等の文化活動の推進及び「真岡」の文化芸術の市内外への発信
- 美術品展示館・久保資料室及び「まちかど美術館」への集客及び相互連携
- 文化財の普及、啓発活動の強化及び文化財収蔵施設の展示内容の充実
- 有形文化財における損壊防止や修復等の保護対策の充実
- 無形文化財の継承対策(後継者育成、映像記録の収集等)

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | |
|--------------------------|--|------------------|--------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度(基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 市民会館運営事業 | ● 市民会館の管理・運営● 文化芸術の鑑賞、発表及び学習機会の提供 | 利用人数 | 89, 068人 | 98, 000人 |
| 真岡市文化協会 | ● 女化団体の充成・支援 | 加入団体数 | 131団体 | 140団体 |
| 支援事業 | ● 文化団体の育成・支援 | 会員数 | 2, 130人 | 2, 200人 |
| 久保記念観光 文化交流館 | ● 美術品展示館・久保資 | 入場者数 (美術品展示館) | 16, 553人 | 20,000人 |
| 美術品展示館・ 久保資料室 運営事業 | 料室の管理運営 | 入場者数 (久保資料室) | 17, 138人 | 20,000人 |
| まちかど美術館 運営事業 | ● まちかど美術館の管理・ 運営 | 入場者数 | 2, 579人 | 3,000人 |

市民への期待



- » 自ら積極的に、文化芸術に興味を持ち活動します。
- » 地域の歴史や文化への理解を深め、文化 財を保護継承することの大切さを認識し ます。

行政 の役割



- >> 文化芸術活動の企画運営と環境整備や、 文化活動を担う人材及び文化団体の育 成支援を行います。
- » 文化財所有者(管理者)及び保存団体が 実施する保存管理や事業について指導・ 助言を行い、文化財の保護や啓発の機会 を提供するための環境を整備します。

国際交流の推進

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

外国人住民と日本人住民が国籍や言葉の壁を越えて、主体的に国際交流を深め相互の生活習慣や文化を理解、尊重し合い、共に地域社会の一員として安心して暮らせるまちとなっています。

国際色豊かな もおか木綿踊り参加者



現状 ~本市の現状と社会の状況~

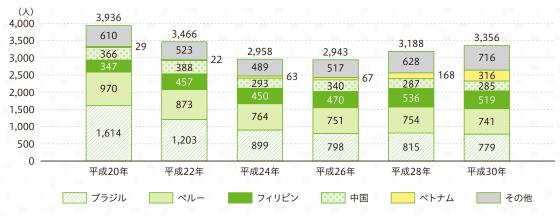
本市は、外国人住民の占める割合が高く、県内でも上位となっています。また、外国人労働者の受入れを拡大する等国の施策により、外国人の定住化がこれまで以上に進むと考えられます。

本市の国際交流は、アメリカ合衆国のグレンドーラ市及び台湾の斗六市との都市交流や、中学校による姉妹校交流が行われており、国際社会に生きる人材育成の観点から国際交流を推進し、市民の国際的感覚と視野を広めています。また、市民と外国人住民が参加する交流イベント等の事業を実施し、交流が図られています。

しかしながら、地域住民の国際交流は一部の人にとどまっているのが現状であり、さらなる国際 理解の意識啓発、国際交流の推進を図る必要があります。

また、外国人住民が地域において安心して暮らせるために、生活環境の整備としてコミュニケーション支援が求められています。

■ 本市の外国人住民数



資料:住民基本台帳

国際交流の取組

| 年度 | 国際交流を行っている 市民の割合※ | 国際交流協会会員数 | 国際交流を行っている 団体 |
|--------|----------------------|-----------|------------------|
| 平成26年度 | 13.8% | 330人 | 25団体 |
| 平成30年度 | 14.0% | 414人 | 20団体 |

[※] 市民意向調査結果より

課題と対応~施策の展開~

課題

- 市民の国際理解、国際交流への意識付け
- 国際交流推進体制の整備
- 外国人住民の生活環境の整備

対応

- 国際交流の促進
- 国際交流を担う人材の育成
- 外国人住民のコミュニケーション支援
- 翻訳ソフト等による相談窓口の充実
- 生活情報誌等の多言語化

成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | |
|---------------------------|---|----------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 国際交流の推進 | ● 国際交流イベントの開催 | 国際交流を行ってい る市民の割合* | 14.0% | 15.0% |
| | ● 姉妹校交流の推進 | 姉妹校提携中学校数 | 6校 | 9校 |
| 国際交流を担う 人材育成 | ■ 国際交流を行う団体との 連携及び中学校姉妹校交 流を通じた人材育成 | 国際交流を行ってい る団体数 | 20団体 | 25団体 |
| 外国人住民の コミュニケーション 支援 | ● 多言語による相談体制 の充実及び日本語教室 等の支援 | 外国人相談件数 | 7,222件 | 7,500件 |

[※] 市民意向調査結果より

市民 への期待



» 国際理解に努め、積極的に国際交流に関わります。

行政 の役割



- >>> 国際交流を行う団体との連携を図り、交流の場を拡充します。
- 》多言語による相談体制を充実させ外国 人住民が安心して暮らせる環境を整備 します。

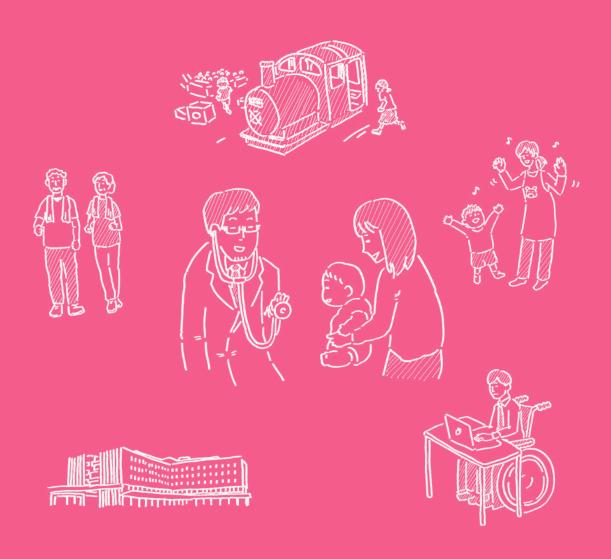


政策2

「笑顔づくり」

~安心と元気アップ!~

市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、 保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民が共に支え合う地域づく りに努めます。また、子どもたちが健やかに育つことができ、高齢者 が生きがいを持ち、だれもが将来に希望を持って暮らすことができ る思いやりと安心に満ちたまちづくりに努めます。



施策の体系

| 歩竿91 | マキっ | 士姫 | の充実 |
|-------|------|-------|-----|
| 他東Ζ−Ⅰ | 「丁貝(| ・メ 仮し | ルル夫 |

<u>施策2-2</u> 共に支え合う地域福祉の推進

□施策2-3 高齢者福祉の充実

□施策2-4 障がい者の自立と社会参加の支援

<u>施策2-5</u> 生活保護と自立支援

<u>施策2-6</u> 健康づくりの推進

施策2-7 地域医療体制の充実

子育て支援の充実

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

未来を築く元気な『もおかっ子』たちが、愛情と思いやりの心をもち、健やかに育つ社 会の実現に向け、子育て支援体制の充実が図られています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

核家族化や女性の社会進出等の社会的背景により、急速な少子化が進行しています。急速な少子化は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下等、社会経済への影響ばかりでなく、子どもを産み育てる環境や子どもたちの生活環境にも影響を及ぼしています。また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭への支援、児童虐待の深刻化等に対する対策も求められています。

本市では「真岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、各種施策を実施しており、子どもを産み育てやすい環境の充実に向け、保育士確保対策や認定こども園の整備による定員増加、病児・病後児保育事業等、多様な保育サービスの提供に努めています。また、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する切れ目のない支援体制の構築や、児童の養育、虐待に関する相談業務及びその保護と支援に力を入れています。

子育て支援対策については、重要課題のひとつとして捉え、次代を担う「もおかっ子」が健やかに 育つことができる"わくわく"できるまちづくりの推進に努めています。





課題と対応~施策の展開~

課單

- 多様な保育ニーズへの対応
- 孤独感を抱えている親や子育てに関する不安の解消
- 家庭環境に左右されない子育て家族への支援
- 子育て世代が安心して生活が送れる生活環境の整備
- 平均結婚年齢の高齢化及び成婚数の減少

- 多様な子育て支援により様々な不安や負担を軽減
 - ア 赤ちゃん誕生祝金やこども医療費助成等の子育てに関わる経済的負担の軽減
 - イ 子育てモバイルサイト、子育てガイドブック等の子育てに関する情報提供の充実
 - ウ 身近な子育で相談である子育で世代包括支援センターの充実等
- 地域全体で「もおかっ子」を育てる子育て支援政策の推進
 - ア 保育士対策事業や病児・病後児保育事業、公立保育所の再配置等の保育の質と量の確保
 - イ 放課後児童クラブや放課後こども教室等の新放課後子ども総合プランの推進等
- 妊産婦・乳幼児と母親への切れ目のない保健対策の充実
 - ア 妊産婦・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、産後ケア事業等の充実等
- 児童虐待防止対策の強化及び真岡市要保護児童対策地域協議会の充実
 - ア オレンジリボン等児童虐待防止に関する啓発活動の推進
 - イ 相談体制や地域・保育所(園)・学校等関係機関との連携強化による児童虐待の 発生予防・早期発見・早期対応
 - ウ 子ども家庭総合支援拠点の整備等
- 障がい児、ひとり親家庭、低所得世帯の子育て世帯、外国籍の家庭や外国につながる 子どもへの支援の充実
- 地域、学校、関係機関等と連携した子育てしやすい生活環境の推進 ア 子どもたちが安心して外出できる環境の整備 イ 子どもの遊び場の整備等
- 子育て支援拠点として、「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点を整備
- 結婚希望者への出会いに向けた支援及び結婚相談員への活動支援の充実

■成果目標~目標値~

対

応

| | | 目標値 | | | |
|----------------|---|--------------------------|------------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| | ● 多様な子育て支援の実施 子育て支援の充実 ● 相談体制の充実 ● 保育の質と量の確保 | 合計特殊出生率 | 1.47 (平成29年) | 上昇を目指す | |
| 子育て支援の充実 | | 真岡市で子育てをした いと思う親の割合※1 | 96.7% | 98.0% | |
| | | 待機児童数 ※2 | 5人 | 0人 | |
| 子育て支援拠点の 整備 | ●「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」 機能が相互に連携する 複合交流拠点の整備 | まちのステーション 整備 | - | 事業化 | |

- ※1 健やか親子21アンケートより
- ※2 保育実施未到来児童 (年度途中入所希望児童)を含む

市民への期待



- » 市民は、お互いに助け合って、地域ぐる みで子どもを見守り育てていきます。
- » 事業者は、仕事と子育ての両立ができるよう就労環境を整備します。

行政の役割



深護者や市民では対応できないケースへの支援、保育所(園)等の子育て支援環境を整備します。

共に支え合う地域福祉の推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、各々の役割を果たし、お互いに力を合わせ、地域福祉を推進しています。また、それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、お互いに支え合いながら安心して暮らしています。

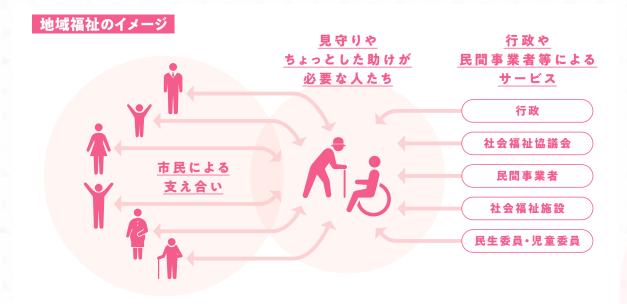
■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市では、第2期地域福祉計画(平成29年3月策定)に基づきすべての人々が思いやりと安心に満ちた生活が送れるまちづくりを進めています。

しかし、人口減少・少子高齢社会の急速な進展を背景に、地域のつながりは弱まっています。高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、個人主義化や核家族化等により家庭の機能の低下も生じており、人間関係も希薄化しています。そのため、社会的孤立や制度の狭間等の課題が表面化し、これまでの福祉サービスだけでは、解決困難な事例も増えています。

こうした課題に対応するためには、制度ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民、事業者、各種団体、行政が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながる地域共生社会を目指していく必要があります。

このため、市民の地域活動への主体的な参画、社会福祉協議会や福祉事業者の地域づくりの取組、 行政による専門性を持った支援が一体となって地域を基盤とした包括的な支援体制を構築していく 必要があります。



課題と対応 ~施策の展開~

課題

- 人口減少・少子高齢社会の進展等による支え手の不足
- 地域共生社会を進めるための包括的な支援体制の整備

対応

- 市民の地域活動への参加啓発と主体的な活動の促進
- 生活支援体制整備事業による地域づくりの推進

■成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|-----------------------------|--|---------------------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| 市民の地域活動への参加啓発と | | | 242団体 | 250団体 | |
| | ボランティア活動支援 | 福祉活動を行ってい る組織会員数 | 11,765人 | 11,930人 | |
| 生活支援体制 整備事業*による 地域づくり | ● 生活支援体制整備事業 の実施 | 実施地区数 | 3地区 | 5地区 | |

※ 生活支援体制整備事業とは、市内5地区の生活圏域ごとに協議体を設置し、市民が担い手となり高齢者等の生活支援 や介護予防の地域課題を自ら把握し、解決を図っていく事業です。

市民への期待

P WI

» 地域福祉活動について理解を深め、自分 の暮らす地域を良くしたいという主体性 に基づいて、地域づくりに積極的に参加 します。

行政の役割



>>> 地域福祉活動に関する市民への啓発の 推進と自治会や各種団体、ボランティア の取組の支援、横断的かつ包括的な相談 支援を行っていきます。



高齢者福祉の充実

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

地域包括ケアシステムにより、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしい暮らしを安心して続けています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

高齢化率の増加に伴い、要介護・要支援認定者数、認知症高齢者数及び高齢者のみ世帯数が増加 するとともに、介護サービス費も年々増加しています。

このような状況において、高齢者が生きがいを持った生活を送るために、積極的な社会参加の推進と介護予防の充実が求められています。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域による助け合いや見守り体制の構築、ICTを利用した見守りの積極的な活用を推進するとともに、在宅医療との連携を図った介護保険事業によるサービスの充実・強化が必要となっています。

社会参加事業、介護予防事業及び見守り事業の実施状況

| 年度 | ミニデイホーム 実施区数 | 認知症予防ボランティア 育成数* | 緊急通報システム 累計設置数 |
|--------|-----------------|---------------------|-------------------|
| 平成26年度 | 45 ⊠ | _ | 179台 |
| 平成29年度 | 49区 | 42 人 | 333台 |
| 平成30年度 | 51⊠ | 64 人 | 380台 |

※ 認知症予防ボランティア育成事業は、平成29年度から実施



■課題と対応~施策の展開~

課題

- 高齢者が健康でいきいきとした生活を送るための支援
- 介護や支援が必要になっても自分らしい生活を送るための支援
- 認知症等になっても、住み慣れた地域で暮らせる体制の充実

対応

- 介護予防教室、地域のミニデイホームの充実等、高齢者の居場所づくりの整備
- 権利擁護支援、地域包括支援センターや施設整備支援等介護保険事業の充実
- 地域による見守り活動の体制づくりや緊急通報システムの普及促進

成果目標~目標值~

| | | E | 目標値 | |
|------------------------|---|---------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 高齢者の 生きがいづくりの 推進 | ミニデイホームの推進シルバーサロンの運営老人クラブの運営支援生きがい活動支援通所事業 | ミニデイホーム 実施区数 | 51区 | 55⊠ |
| 介護予防事業の 推進 | 脳トレ、栄養、口腔等の介護予防教室の実施認知症予防ボランティア(オレンジサポーター)の育成 | 認知症予防 ボランティア育成数 | 64 人 | 120⋏ |
| 見守り体制の構築 | ● 生活支援体制整備事業 の推進 ● 緊急選択システィの業界 | 生活支援体制整備事 業実施地区数 | 3地区 | 5地区 |
| 光寸 7 仲制の偶架 | ■ 緊急通報システムの普及 ● 徘徊高齢者QRコード利用事業の普及 | 緊急通報システム 累計設置数 | 380台 | 620台 |

市民への期待



行政 の役割



》住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができるよう、支援体制の充実及び介護予防事業に取り組むとともに、必要な介護サービスの安定的な提供に向けて、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

施策2-4

障がい者の自立と 社会参加の支援

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

障がいの有無に関わらず、だれもが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して生活しています。





地域での農作業風景

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市では「すべての人がともにいきるやさしさのあるまちづくり」を基本理念として、障がい者の 高齢化や障がいの複雑・重症化が進む中、障がい者の親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心し て暮らすことができるよう居宅介護等の障がい福祉サービスの充実、地域生活支援拠点等の整備、 保健医療や就労支援(障がい者優先調達の推進)等の充実に取り組んできました。

しかし、人口減少・少子高齢社会の進展に伴い、共働き世帯や単身世帯、高齢者のみの世帯の増加、 地域のつながりの希薄化等により、家庭内又は地域内の支援力が低下してきています。

また、日本全体の労働力人口の減少から福祉分野の人手不足は深刻化しています。このため、支 え手側と受け手側に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が 求められています。

さらに、県東圏域には福祉サービス事業所等の社会資源が少ないため、多世代交流・多機能型の 福祉拠点の整備について検討するほか、先進技術を用いた福祉サービスの効率化を図っていく必要 があります。

各手帳所持者数の推移

| 年度 | 身体障がい者手帳 所持者 | 療育手帳所持者 | 精神障がい者保健 福祉手帳所持者 | 合計 |
|--------|-----------------|---------|---------------------|--------|
| 平成26年度 | 2,835人 | 648人 | 254 人 | 3,737人 |
| 平成30年度 | 2,701人 | 768人 | 391人 | 3,860人 |

■課題と対応 ~施策の展開~

課題

- 障がい者が地域で安心して暮らし続けることへの不安
- 障がい者が自立した社会人として社会参加できるための必要な支援

対応

- 障がい者が地域で安心して暮らせる地域基盤づくりの推進
- 障がい者が自立した個人として社会参加できるよう必要な障がい福祉サービス等の確保

■成果目標~目標値~

| | | E | 目標値 | |
|--|---|---------------------------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| Det 130 - See 13 | ● 相談支援体制の充実強化● 緊急一時支援事業の推進● 地域活動支援センター | 障がい児者相談支援 センターの相談件数 (延数) | 1,393件 | 1,840件 |
| 障がい者が 地域で安心して 暮らせる地域基盤 づくりの推進 (地域生活拠点等 の整備) | の充実 「障がいや障がい者に関する理解の促進」 「障がいを理由とする差別の解消」 「障がい者の権利擁護の促進」 公共施設のバリアフリー化の推進 | 緊急時一時支援受入 れ登録者数 | 45 人 | 60⋏ |
| 障がい者が 自立した個人として | ● 障がい福祉サービス、指定障がい福祉サービス事業所等の充実 | 社会参加 (他人と交流 を持つこと) ができて いる障がい者数 | 1,749人 | 1,825人 |
| 社会参加できるよう 必要な障がい福祉 サービス等の確保 | 障がい者の就労支援及び 優先調達の取組の推進農業と福祉の連携こども発達支援センター の充実 | 障がい者優先調達額 (年間) | 100万円 | 250万円 |

市民への期待



» 障がい及び障がい者に対する正しい理解 の促進に努めるとともに、互いを尊重し、 ボランティア活動や交流活動に積極的に 参加します。

行政 の役割



- ≫ 障がい及び障がい者に対する理解促進 を図るため、啓発活動、福祉教育、福祉 体験活動を推進します。
- ≫障がい者支援施設等のサービスの充実、 地域生活を支えるサービスの充実に努めます。
- ≫福祉的就労の充実や障がい者の文化・スポーツ活動の支援に努めます。

生活保護と自立支援

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

生活が困窮している世帯に対し、生活を保障するとともに、低所得者世帯の社会的、 経済的な自立の助長が図られています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

高齢化の進展や社会構造の変化により、家族形態が多様化している中で、生活保護世帯は景気の 緩やかな回復基調の影響を受け、近年、減少傾向となっています。

しかし、高齢者の増加及び傷病等による就労能力の低下や長期間の引きこもりによる社会からの 孤立等のため、就労に結び付かないケースが増加しています。

このため、経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなる恐れのある市民に対して、生活 困窮者自立支援制度を活用し、関係機関と連携しながら個々の状況に応じた自立に向けた支援の充 実・強化を図るとともに、生活保護制度により最低限度の生活を保障しています。

生活保護世帯等の状況

| 年度 | 保護世帯数 | 保護人員数 | 保護率 [※] |
|--------|-------|--------------|------------------|
| 平成26年度 | 635世帯 | 891人 | 11.04% |
| 平成30年度 | 527世帯 | 646 人 | 8.20% |

※保護率とは、人口1,000人当たりの被保護者の割合

子どもの学習支援





政策

■課題と対応 ~施策の展開~

課題

● 経済的困窮、病気、家庭問題や社会的孤立等、問題の複雑・多様化

対応

- 専門の就労支援員の配置並びにハローワークと連携した就労の支援
- 生活困窮者自立支援制度を活用した支援の強化

■成果目標~目標値~

| | 目標値 | | | |
|------------------|--|----------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 取組内容 取組内容 | | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 生活保護受給者の 自立助長 | 就労支援員による就労 の支援を図るとともに、 ハローワークと連携し た就労支援の強化 | 就労収入増により自 立した世帯数 | 10世帯 | 20世帯 |
| 生活困窮者の 自立支援の | ● 自立相談支援センター を中心とした包括的な | 相談支援から就労に 結びついた人数 | 2人 | 5人 |
| 充実・強化 | 死 安 支 持 人 生 注 闲 起 几 | | 35人 | 50人 |

市民への期待



) 自立した生活の維持のため、健康管理及び就労活動等に努め、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をします。

行政の役割



>> 生活の困窮している方の生活保障と自立助長に向けた支援を行います。

健康づくりの推進

施策の目指す未来~10年後の姿~

市民が生涯にわたり、健康でいきいき と暮らすことができる健康寿命の延伸に 向けて、それぞれのライフステージに合 わせた健康づくりを実践しています。



運動教室「歩き塾」

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市では、健康寿命の延伸を図るために、「真岡市健康21プラン」を策定し、各世代に応じた保健事業を積極的に推進しており、生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防としては、各種健診の受診勧奨・保健指導等を行っています。また、健康づくりを支える社会環境整備としては、もおか健康相談24による24時間対応の電話相談、まちなか保健室での健康相談等、いつでも健康相談ができる環境の整備を行うとともに、市民主体の健康づくり事業や健康推進員・食生活改善推進員の活動も積極的に行われています。さらに、市民の健康の保持増進や健康づくりの拠点としての充実を図るため、健康増進施設のリニューアルに向けた取組を行っています。

一方、糖尿病や脳卒中・心臓病の原因となるメタボリックシンドロームの該当者・予備群者の割合は増加傾向にあり、食事や運動等を含めたよい生活習慣を身に付ける対策の強化が重要です。

また、幅広い年代が利用でき、生涯にわたって生きがいのある充実した生活を送ることができるように、中心市街地リノベーション事業と連携した、高齢者・健康増進ゾーンの整備を検討しています。

特定健診の状況

| | 特定健診の状況*1(真岡市国民健康保険) | | | |
|--------|------------------------------|---|--|--|
| 年度 | 受診率 | メタボリックシンドロームの該当者・ 予備群の割合 | | |
| 平成26年度 | 39.9% | 29.5% | | |
| 平成27年度 | 41.6% | 29.5% | | |
| 平成28年度 | 42.4% | 30.1% | | |
| 平成29年度 | 44.8 % (県全体:32.8%) | 32.1 % (県全体29.7%) ^{※2} | | |

- ※1 特定健診・特定保健指導法定報告結果より
- ※2 平成29年度特定健診データベースより

市町健康寿命の推移

| 年 | 市町健康寿命(本市)※1 | | |
|-------------|---------------------------------|--------------------------------|--|
| | 男性 | 女性 | |
| 平成25年 | 77.75歳 | 83.30歳 | |
| 平成28年 | 78.36 歳 (県全体: 79.03歳) | 83.23 歳 (県全体:83.35歳) | |

[※] 市町健康寿命とは日常生活に制限がない期間の平均として、栃木県が算出したもので3年間の人口及び死亡数、要介護2~5の認定者数で、3年に一度算出している。

課題と対応~施策の展開~

課題

- 市民の健康寿命の延伸
- 特定健診受診率の向上
- メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の増加

対応

- 妊娠・乳幼児期から高齢期までの健康づくりの推進
- 生活習慣病の発症予防や重症化予防の推進
- きめ細やかな受診勧奨の実施
- 健康づくりを支える社会環境整備の推進

■成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|---------------------------|---|--|---------------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| +m+ | ● 生活習慣病の発症・重 症化習慣 | 健康づくりに取り組 んでいる市民の割合* | 87.4% | 88.0% | |
| 健康 21 プラン 健康増進施設 | 運動推進事業の実施健康増進施設のリニューアル及び利用促進 | 男健康寿命 | 78.36 歳 (平成28年) | 79.00 歳 (令和4年) | |
| , | ● まちなか保健室の運営 ● 講演会の開催 | 性 成若叩 女 | 83.23歳 (平成28年) | 83.40歳 (令和4年) | |
| 真岡市 | 直岡市 | | 44.8 % (平成29年度) | 60.0% (令和5年度) | |
| 国民健康保険 データヘルス計画 の実施 | ◆特定健診受診率向上対策◆保健指導の充実 | メタボリックシンド ロームの該当者・予 備群の割合 (国民健康 保険) | 32.1 % (平成29年度) | 31.5% (令和5年度) | |

[※] 市民意向調査より

市民への期待



か市民一人一人が健康づくりの主役となり、健康づくりを主体的に取り組むとともに、年1回の健康診査を受診し、自らの健康管理をします。

行政 の役割



か市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、真岡市健康21プランを積極的に推進します。

地域医療体制の充実

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民が生涯にわたり身近な地域で、いつでも安心して必要な医療を受けることができています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市では初期救急を担う休日夜間急患診療所を、平成31年4月から芳賀赤十字病院敷地内に設置運営し、医療体制の充実に取り組んでいます。このような地域医療体制維持のためには、かかりつけ医の推奨や救急医療機関・救急車の適正利用について、市民に周知を図る必要があります。また、災害時に円滑に対応できるよう医療体制の構築が求められています。

さらに、市民が生涯にわたり、地域内で適切な医療が受けられるよう、芳賀赤十字病院や医師会 等関係機関との連携強化や、医師等医療従事者の確保対策等が求められています。

地域医療体制状況

| 年度 | 急患センター ^{※1} 市民利用者数 | 救急車搬送人員 | かかりつけ医を もっている 市民の割合 ^{※2} | 市内の医療体制に 満足している 市民の割合 ^{※3} |
|--------|--------------------------------|---------|---|---|
| 平成26年度 | 4,981人 | 3,526人 | 78.3% | 78.9% |
| 平成30年度 | 4,942人 | 3,668人 | 76.7% | 82.6% |

※1急患センターとは、芳賀地区広域行政事務組合が平成30年度まで運営を行っていた初期救急医療機関 ※2・3 市民意向調査より



政策2

課題と対応~施策の展開~

課題

- かかりつけ医を持つ市民の割合の停滞
- 急病でない者の休日や夜間における救急外来受診の増加
- 軽い怪我や緊急性のない者による救急車の要請の増加
- 芳賀赤十字病院や医師会等関係機関とのさらなる連携強化
- 医師等医療従事者の不足

対応

- かかりつけ医を持つことの普及啓発
- 医療機関・救急車の適正利用の周知
- 関係機関と連携した休日夜間急患診療所の適切な運営
- 二次救急医療機関等への支援
- 医師確保等の対策強化に関する関係機関への働きかけ

■成果目標~目標値~

| 施策の展開 | 取組内容 | 目標値 | | |
|---------------|--|---|------------------|-------------------|
| | | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 地域医療体制の 確保 | 市民に対する、かかりつけ医の推奨 救急医療の適正利用の啓発 休日夜間急患診療所の適切な運営 医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力体制の充実 | かかりつけ医をもっ ている市民の割合 ^{※1} | 76.7% | 82.0% |
| | | 市内の医療体制に 満足している市民の 割合 ^{※2} | 82.6% | 85.0% |

※1・2 市民意向調査より

市民への期待



- かかりつけ医をもち、病気の早期発見・ 早期治療に努めます。
- >> 医療機関・救急車の適正利用に努めます。

行政 の役割



- » かかりつけ医を持つよう普及啓発に努めます。
- » 救急医療・救急車の適正利用について啓 発に努めます。
- » 芳賀赤十字病院や医師会等関係機関と の連携強化に努めます。



政策3

「にぎわいづくり」

~まちの活力アップ!~

農業、商業、工業、観光等、各種産業のバランスのとれた発展を図るとともに、首都圏への地理的優位性や物流の基幹となる北関東自動車道や国道294号、国道408号鬼怒テクノ通りを活かした産業基盤の整備を図ります。また、日本一の生産量・販売額を誇るいちごをはじめ、SLや真岡木綿を活かした観光資源の活用により、地域と産業が調和する活力あるまちづくりに努めます。



施策の体系

| ## Mt O 1 | I III XX / | au | \ +I- | - 654 |
|-----------|-----------------------|----|--------------|---------------|
| 施策3-1 | 農業(| / |) オハ | ᄝᅢ |
| | | | | \ |

◎ 施策3-2 商業の振興

施策3-3 工業の振興

施策3-4 観光の振興

施策3-5 雇用の安定と創業支援の推進

農業の振興

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

農用地の集積・集約化やスマート農業の導入により、収益性の高い農業生産構造が確立され、農作業の効率化と安定した農業経営が図られています。

また、ICT機器等の導入により、いちご生産農家の栽培技術が向上し、「いちご生産量日本一」のまちとして、全国のいちご生産をリードしています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

首都圏に位置する地理的な有利性を活かし、いちごやトマト、なす、にら、たまねぎ等県内有数の産地となっています。特に、いちごは平成30年産の生産量が7,059トン、販売額が約81億1千万円と、いちご生産量日本一を誇っています。

農業担い手の高齢化や農業従事者の減少が進む中、新規就農者数は、年平均約20名の方が就農しており、そのうち約半数の方が、いちご栽培の施設園芸を志す傾向にあります。

農地面積は、転用によりわずかな減少傾向にありますが、荒廃農地は、指導や支援策を活用することにより、年々解消され、農業用水利施設については、適正管理のため、主に老朽化対策が進められています。

また、食をめぐる現状として、消費者は、産地や生産者の顔が見える安全安心な農産物を求めており、農産物販売交流施設いがしら「あぐ里っ娘」や道の駅にのみやの農産物販売所等における地元 農産物の販売額が増加しています。

今後、国際競争の波が押し寄せてくる中で、強い農業づくりが求められています。

本市農業者等の推移

| 年度 | 認定農業者 | 新規就農者 | 集落営農組織 | 露地野菜指定 野菜の生産農 家戸数 | いちごの 生産農家数 |
|--------|-------|-------------|--------|-------------------------|---------------|
| 平成26年度 | 475人 | 19人 | 14組織 | 324戸 | 503戸 |
| 平成27年度 | 533人 | 30人 | 14組織 | 319戸 | 483戸 |
| 平成28年度 | 544人 | 21 人 | 14組織 | 315戸 | 471戸 |
| 平成29年度 | 553人 | 23人 | 14組織 | 310戸 | 462戸 |
| 平成30年度 | 557人 | 17 人 | 13組織 | 310戸 | 457⊨ |

■課題と対応 ~施策の展開~

課暗

- 農業従事者の減少と高齢化
- 新規就農者の減少
- 農用地の有効利用
- 農業経営の効率化
- 都市と農村との交流
- 畜産業者の減少、家畜排せつ物による悪臭や水質悪化
- 農村部における所得の向上及び雇用の確保

対応

- 認定農業者や集落営農組織等担い手の育成
- 次代を担う新規就農者の育成・確保
- 農用地利用の集積・集約化
- スマート農業の導入促進
- いちごを核とした都市と農村との交流促進
- 畜産業の推進、環境保全型農業の推進
- 6次産業化の推進



■成果目標~目標値~

| | | F | 目標値 | |
|----------|--|--|-------------------------|-----------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度(基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 地域農業の担い手 | 認定農業者の育成確保の推進集落営農の組織化と法人化の推進担い手農家への農用地 | 認定農業者数 | 557人 | 670人 |
| の育成・確保 | 利用の集積、集約化 チャレンジファーム事業の推進(新規就農者の育成、確保) | 新規就農者数 (5か年累計) | 110人 | 135人 |
| | | 担い手農家への 農地集積率 | 59.4% | 65.0% |
| スマート農業の | ト農業の導入支援 ・いちご等施設園芸作物 の新規導入、生産拡大を図るための整備支援 | いちご販売額 | 81.1 億円 (全国一) | 90 億円 (全国一) |
| 導入促進 | | 園芸作物販売額 | 1.8億円 | 2億円 |
| いちごを核とした | PRイベントの開催 | 市外からの 新規就農者数 (5か年累計) | 4人 | 5人 |
| 交流促進 | | 真岡市を「いちごの まち」とイメージす る市民の割合 ^{**} | 51.0% | 70.0% |

[※] 市民意向調査より

市民への期待



- **» 地産地消に取り組みます。**
- » 生産者と農業団体は、「経営の効率化」、 「安全で安心な農産物の安定供給」、「農村 の環境整備」等に取り組みます。

行政の役割



» 次代を担う地域の担い手の育成確保に 努め、担い手等へ農地の集積・集約化を 図るとともに農業経営の安定を促進し、 農業・農村の活性化を図ります。

商業の振興

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市内の商業・サービス業者の経営が安定しているとともに、身近な生活圏での商業・ サービスが十分に確保されています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

車社会の進展、人口減少・少子高齢化、大型 小売店の郊外への立地等に伴い、中心市街 地では空き店舗の増加や空洞化が進んで います。

個人商店においては、経営者の高齢 化と後継者不足等の問題も抱え、地域 商業を支えてきた商店街を取り巻く経 営環境は厳しさを増しています。

また、買い物弱者への対応や、国が推 奨するキャッシュレス社会への対応等、新 たな課題への対応も求められています。

このような中、中心市街地の賑わいを創出するため、拠点施設の整備を図っていくとともに、中心市街地リノベーション事業と合わせた空き店舗の解消や、個人商店への指導・支援、新規創業者の育成支援等、関係機関と連携しながら、商業の振興を図っていく必要があります。

整備された中心市街地の商店街





データで見る本市の商業

| | . 1.4014 | | |
|-----------|----------|--------------|--------|
| 項目 | 総数 | 参 | 考 |
| 切口 | 心女人 | 卸売業 | 小売業 |
| 事業所数* | 665事業所 | 114事業所 | 551事業所 |
| 従業者数* | 4,675人 | 656 人 | 4,019人 |
| 年間商品販売額※ | 1,198億円 | 401億円 | 797億円 |

※ 平成28年経済センサス結果報告書(平成31年3月発行)より

政策の

| 課題と対応 ~施策の展開~

課題

- 個人商店経営者の高齢化や後継者不足への対応
- 中心市街地の商店街の空き店舗増加や空洞化への対応

対応

- 中心市街地の商店街の活性化や、個人商店における経営力や魅力向上の支援
- 商業後継者や創業者の育成・支援、及び中心市街地の空き店舗を活用した創業者支援
- 中心市街地活性化のための拠点施設の整備

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | | | |
|---|---|--|--|-----------------------|-----------------------|--|
| 施策の展 | 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| 中心市街地の 商店街の活性化や、 ・ カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ | | 商工団体等との連携強化プレミアム付き商品券事業への支援商店会共同事業への支援 | 年間商品販売額 | 1,198億円 (平成28年度) | 1,200億円 (令和4年度) | |
| | 個人商店における 経営力・魅力向上 の支援 | 街路灯維持管理に関する補助中心市街地賑わい創出のためのイベント支援 | 日常の買い物の便利 さを感じている人の 割合 ^{*1} | 54.6% | 60% | |
| 商業後継者や創業者の育成・ | 支援、 | ●市制度融資の充実と利 | 市の補助制度を受け た創業者数 ^{※2} | 3件 | 21 件 (累計件数) | |
| 及び中心市街地 空き店舗を活用 した創業者の支援 | 用促進 □ 空き店舗を活用した創業者の支援 | 市の補助制度を受け た空き店舗活用件数 (新規) | 3件 | 12 件 (累計件数) | | |
| 中心市街地 活性化拠点の | 整備 | ●「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」 機能が相互に連携する 複合交流拠点の整備 | まちのステーション 整備 | - | 事業化 | |

- ※1 市民意向調査より
- ※2 市の補助制度を受けた創業者数とは、「真岡市新商品開発・販路開拓支援補助金」や「真岡市商工振興資金」を利用した創業者数

市民への期待



- » 商業・サービス業者は、消費者ニーズを 的確に捉え販売力の向上に努めます。
- » 消費者は、地元消費を心がけます。

行政 の役割



» 商工団体等の関係機関と連携を図りながら、市民・消費者に支持される魅力と 賑わいのある商業の振興を図ります。

工業の振興

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

工業団地・商工タウン等立地企業をはじめとする既存企業・地場企業等の市内定着と競争力の強化により、工業の振興が図られています。

また、新たな産業団地の整備により雇用機会を創出し、本市への移住定住を推進するとともに財政基盤の確立が図られています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

市内における既存企業・地場企業等については、国際間競争や地域間競争が激化する厳しい状況に加え、人口減少等による生産性の停滞や人材不足・後継者不足の問題が深刻化しています。そのため、新たな設備投資や新製品開発、産業財産権取得等の促進により、市内への定着と競争力の強化を図る必要があります。

また、本市は東京から約90km圏という恵まれた地理的環境に位置し、北関東自動車道や国道408号真岡バイパス(鬼怒テクノ通り)等を活かした主要都市へのアクセスや広域連携等が容易である等の優位性を持っています。このような強みを背景に、これまで真岡第1から第5工業団地及び大和田産業団地が整備されました。

今後も、将来にわたり雇用の機会を創出し、人口減少の抑制や財政基盤の確立を図るため、新たな産業団地を整備し、企業を誘致する必要があります。

データで見る本市の工業

| 項目 | 総数 | 参考 |
|------------|---------|----------------------|
| 事業所数※ | 177事業所 | |
| 従業員数※ | 13,574人 | 従業員 4 人以上の 事業所が対象 |
| 年間製造品出荷額等※ | 6,205億円 | 3.96(11.0.753) |

※「栃木県の工業 | H30 市町別統計表 (調査対象年: 平成29年)

商エタウン





課題と対応~施策の展開~

課題

- 既存企業及び地場企業の市内定着と競争力の強化
- 新たな産業団地の整備による企業誘致の推進
- 企業の進出による雇用機会の創出及び製造品出荷額等の増大

対応

- 既存企業や地場企業を対象とした各種補助金による市内定着及び競争力強化の支援
- 真岡工業団地総合管理協会及び真岡産業振興会等との連携強化
- 工業用地有効利用の促進(未利用地への企業立地等)
- 新たな価値を見出すローカルベンチャー企業の創業支援
- 新たな産業団地の整備推進
- 立地企業に対する各種補助金による税負担軽減等の支援
- 中小企業等における人材不足の解消に向けた各種支援事業の推進
- 真岡市中小企業・小規模企業振興計画の推進

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | |
|--------------------------|--|-----------|-----------------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度(基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| ● 企業定着促進事業費補 助金(設備投資) | | 事業所数 | 177事業所 (平成29年度) | 200事業所 |
| 企業定着支援、 競争力強化支援 | 新製品開発・販路開拓 支援補助金産業財産権取得事業費 補助金事業承継者支援補助金小規模事業者支援補助金 | 年間製造品出荷額等 | 6,205 億円 (平成29年度) | 6,300億円 |
| 新産業団地の整備、 企業誘致 | 令和2年度 各種調査・法定協議・市 街化区域編入令和3年度以降 用地買収・造成工事⇒ 早期分譲を目指す | 新産業団地分譲率 | - | 50% |

市民 への期待



» 事業者は、行政の工業振興施策に協力し、 積極的に地域の活性化に寄与します。

行政 の役割



か企業からの要望等を受け各企業が活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、企業が進出しやすい施策を推進します。

観光の振興

■施策の目指す未来~10年後の姿~

本市の魅力が十分発信され、市外から多くの人々が訪れ、賑わいと活力であふれてい ます。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市では、観光拠点施設である真岡木綿会 館、久保記念観光文化交流館やSLキューロ ク館、井頭公園、井頭温泉「"いちご"の湯」、 農産物販売交流施設いがしら「あぐ里っ 娘」、道の駅にのみや等の施設、また、真 岡の一万本桜まつりや、真岡の5大夏祭 り(真岡の夏まつり、久下田祇園祭、真岡 の灯ろう流し、もおか木綿踊り、尊徳夏ま つり)等の観光イベントや大前神社・高田山 専修寺等の文化施設に年間約296万人の観光 客入込数があります。



真岡の一万本桜まつり

また、本市の特産品であり生産量全国一を誇る「いちご」を活用したグリーンツーリズムの推進や 栃木県の伝統工芸品である「真岡木綿」を活用し、誘客を図っています。

今後においては、自転車ネットワーク事業により構築されたサイクリングコースの活用によ り、中心市街地の賑わい創出の拠点として整備した真岡木綿会館や久保記念観光文化交流館やSL キューロク館を起点とし、点在する観光資源を結ぶ観光ルートを推進することで、回遊性を高める 取組を展開していきます。

また、栃木DC (デスティネーションキャンペーン) を契機に磨き上げられた各市町の観光資源を 結ぶ広域的な観光ルートの活用、また、フィルムコミッションを推進し、本市の知名度を向上させ、 さらに誘客の促進を図る必要があります。

観光客入込数及び客一人当たりの消費高

| 年度 | 観光客入込数*1 | 客一人当たりの消費高※2 |
|--------|------------|--------------|
| 平成24年度 | 2,463,570人 | 1,670円/人 |
| 平成27年度 | 2,865,612人 | 1,704円/人 |
| 平成30年度 | 2,960,527人 | 1,733円/人 |

^{※1} 栃木県観光入込客統計調査より

^{※2} 客一人当たりの消費高とは、「井頭公園」「チャットパレス」「もおか鬼怒公園ゴルフ倶楽部」「観光物産館」「道の駅に のみや」「あぐ里っ娘」の売上高を客数で割り出して算出

政策3

課題と対応~施策の展開~

課題

- 広域的なPR活動と本市の活性化
- 積極的な情報の発信

対応

- 県や近隣市町と連携を図り、PR活動の促進
- イベントや観光資源等を活用した誘客促進
- SLキューロク館、久保記念観光文化交流館、真岡木綿会館等の観光資源の活用

成果目標~目標值~

| | | 目標値 | | 今 和 6 年度 |
|----------------|---|-----------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 魅力ある 観光地づくり | 観光情報の積極的な発信と提供観光協会と連携した誘客活動の強化観光資源を活用した誘客促進 | 本市観光客入込数 | 2,960,527人 | 3,050,000人 |
| 真岡市の 知名度の向上 | 新たな撮影場所の発掘等、フィルムコミッションの推進メディアを活用した情報発信 | 撮影に関する問合せ 件数 | 44 件 | 50件 |

市民への期待

m w in

>>> 担い手として観光まちづくりの活動を推進します。

行政 の役割

- 親光まちづくりの担い手である市民の 育成と、その活動を支援します。
- » 県や近隣市町と情報交換等連携を図り、 広域的な観光の振興に努めます。
- » メディアを有効的に活用し、知名度向上 に努めます。



施策3-5

雇用の安定と 創業支援の推進

■施策の目指す未来~10年後の姿~

雇用機会の創出や雇用環境の整備により、勤労者が安心して仕事を続けられていま す。また、創業者に対する支援により、地域資源の新たな価値が見出され、産業の活性 化が図られています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

平成30年度の真岡公共職業安定所管内にお ける平均有効求人倍率は1.23倍まで回復 したものの、地場企業等においては、労働 力人口の減少等による人材不足や後継者 不足が深刻化しています。そのため、市 外在住者のUIIターン就業を促進する施 策や、地域資源の新たな価値を見出す創業 者の育成及び支援が必要です。

また、女性は家事や育児の負担が比較的重い 等、起業に必要な資金や経験を得る機会が少ないこと が考えられるため、能力と意欲がある女性に対し、経営 や事業に必要な知識やノウハウを得る機会を創出し、女 性創業者を育成する必要があります。



合同就職面接会

雇用に関する状況

| 年度 | 有効求人倍率 (管内の年度平均) | 就職率 (管内の年度平均) | 完全失業率 (全国の年平均) | 真岡市は 働きやすい環境 だと感じている 就労者の割合** |
|--------|---------------------|------------------|-------------------|--|
| 平成26年度 | 0.74倍 | 36.9% | 3.6% | 74.1% |
| 平成27年度 | 0.83倍 | 35.6% | 3.3% | 81.0% |
| 平成28年度 | 0.94倍 | 37.2% | 3.0% | 77.3% |
| 平成29年度 | 1.12倍 | 37.3% | 2.7% | 80.4% |
| 平成30年度 | 1.23倍 | 36.2% | 2.4% | 78.7% |

[※] 市民意向調査より

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 新規学卒者を含めた雇用機会の創出
- UIIターン就業等の促進による雇用環境の改善及び市内への移住定住促進
- 地域資源の新たな価値を見出す創業者の育成

対応

- 合同就職面接会の開催による雇用機会の創出
- 企業誘致の推進による雇用機会の創出
- UIJターン就業者に対する助成による地元雇用の支援及び移住定住の促進
- UIJターン就業者に対する奨学金返還の助成による移住定住の促進
- シティプロモーション事業との連携による市内への移住定住の促進
- 真岡市創業支援事業計画に基づく各種支援による創業者の育成

成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | | |
|------------|------------------|--|-----------------------|------------------|-------------------|
| İ | 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| ^ - | | ● ハローワーク真岡、真岡 | 参加企業数 | 29社 | 35社 |
| 開催 | 就職面接会の - | 地区雇用協会との共催 による合同就職面接会 の開催 | 参加者数 | 46人 | 80人 |
| | | ● 市内へ移住して市内中 小企業に就業(起業)し | UIJターン就業定住 助成金交付件数 | 1件 | 30件 |
| 移住 | 定住の促進 | た35歳未満の方に対するUIJターン就業定住助成金の交付 就労者の定住を促進する奨学金返還補助金の交付 | 奨学金返還補助金交 付件数 (新規) | 2件 | 5件 |
| | | ● 女性創業塾(女性向け創業支援スクール)の開催 - 支援 | 創業セミナー(6回) の延べ参加者数 | 38人 | 50人 |
| 創業 | 者の育成 | | 女性創業塾(5回)の 延べ参加者数 | 74人 | 100人 |

市民への期待

» 事業者は、雇用の確保と従業員の福利厚 生の充実に努めます。 行政の役割

» 雇用機会を創出するとともに、地域で活 躍する創業者の育成・支援に努めます。

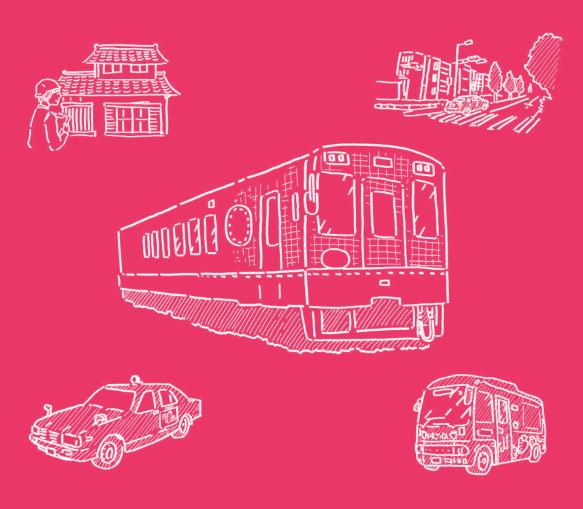


政策4

「都市づくり」

~暮らしやすさアップ!~

自然環境に配慮し、良好な市街地の形成と充実、安全安心に暮らせるまちづくりを推進するとともに、公共交通の整備や幹線道路網と生活道路の整備を図り、子どもから高齢者まで、すべての市民一人一人が暮らしやすさを実感できるまちづくりに努めます。



施策の体系

<u>施策4-1</u> 良好な市街地の形成

<u>施策4-2</u> 安全で快適な住まい・まちづくり

<u>施策4-3</u> 道路ネットワークの整備

<u>施策4-4</u> 公共交通ネットワークの整備

良好な市街地の形成

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

地域の特色を活かしたまちづくりが進められ、暮らしやすく魅力のある住環境や街並 みが形成されています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市は、土地区画整理事業を主体とした都市基盤の整備が進み、住環境が整った県東地域の中心拠点として発展しています。

しかし、少子高齢・人口減少社会の進展に対応するため、医療、福祉、商業等の日常生活に必要な都市機能や居住機能を、既存の市街地を中心にバランスよく集積させるコンパクトなまちづくりを進めていくことが重要となっています。

また、中心市街地においては、空き地や空き家が不規則に発生するスポンジ化が進んでおり、中心市街地の活力の再生と魅力の創出に

向けて、低未利用地や空き家、空き店舗等の有効活用を図りながら、まちなか居住のための基盤整備や道路と街並みが調和した沿道整備等、中心市街地のリノベーションが必要となっています。



データで見る都市基盤の整備状況

| 項目 | データ | 参考(説明) |
|--------------------|-----------------|---|
| 市街化区域の面積 | 1,678 ha | 本市全体の面積 (16,734ha) の約10%にあたります。 |
| 市街化区域の人口 | 47,043人 | 本市全体の人口 (80,633人) の約 58.3%にあたります。* |
| 都市計画道路の 整備済延長 | 99.5km | 都市計画道路の総延長 (114.3km) の約87.0%にあたります。 |
| 都市計画公園の 整備済面積 | 154.85ha | 都市計画公園の総面積 (約169ha) の約91.6%にあたります。 |
| 土地区画整理事業 の整備済面積 | 901.8ha | 土地区画整理事業の施行箇所 20 か所 (うち 3 か所は施行中) の 面積 (922.1ha) の約 97.8%にあたります。 |
| | | |

H31.3.31 現在

[※] 人口は、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口によります。

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 都市機能や居住機能がバランスよく集積した拠点の形成
- まちの活力再生と魅力創出に向けた中心市街地のリノベーション

対応

- 地域の特色を活かしたコンパクトなまちづくりの推進
- 中心市街地のリノベーション事業の推進

整備を推進する都市計画道路

| 路線番号 | 路線名 | 整備延長 | 付帯施設 |
|---------|---------|----------------|-------|
| 3.2.2 | 鬼怒テクノ通り | 3,100m | |
| 3.3.2 | 真岡二宮線 | 2,250 m | |
| 3.4.3 | 石法寺久下田線 | 2,050 m | |
| 3.4.302 | 駅前東口線 | 450m | |
| 3.4.305 | 下籠谷大前線 | 660m | 橋梁2か所 |
| 3.4.306 | 中郷八木岡線 | 940 m | |
| 3.4.313 | 台町通り | 820m | |
| 3.4.314 | 田町通り | 570m | |
| 3.5.320 | 台町妹内線 | 600m | |

整備を推進する公園

| 公園番号 | 名称 | 種別 | 整備面積 |
|---------|---------|------|----------------|
| 6.5.301 | 総合運動公園 | 運動公園 | 12.90ha |
| 2.2.342 | 上宿公園 | 街区公園 | 0.30 ha |
| 2.2.356 | 下籠谷大野公園 | 街区公園 | 0.10 ha |
| 2.2.358 | 亀山北原公園 | 街区公園 | 0.15 ha |
| 2.2.359 | 亀山北浦公園 | 街区公園 | 0.14 ha |
| 2.2.368 | 萩田公園 | 街区公園 | 0.17 ha |
| 2.2.369 | 中郷公園 | 街区公園 | 0.19 ha |
| 2.2.370 | 大日堂公園 | 街区公園 | 0.16 ha |

整備を推進する土地区画整理事業等

| 地区名 | 面積 | 施行年度 |
|----------------|--------------------|--------|
| 長田 | 97.9ha | H2∼R3 |
| 亀山北 | 49.7 _{ha} | H14~R5 |
| 中郷·萩田 | 17.1 _{ha} | H23~R7 |
| リノベーション エリア | _ | - |

成果目標~目標値~

| | | | E | 目標値 | | |
|--|--------------------------------------|--|-----------------------|-------------------------|-------------------|--|
| | 施策の展開 取組内容 | | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| | | ●都市計画道路や総合運 | 市街化区域整備率 | 75.4% | 76.9% | |
| | 地域の特色を 活かした コンパクトな まちづくりの推進 | 動公園をはじめとする 公園、土地区画整理事業 等の整備促進 ● 居住や、医療・福祉・商 業・公共施設等の都市 機能の立地誘導の推進 | 市民1人当たりの公 園面積 | 32.7 ㎡ | 34.4 ㎡ | |
| | 中心市街地の リノベーション事業 の推進 | 基盤整備や沿道整備に よる、空き地、空き家や 空き店舗等の有効活用 の推進地域特性を活かした景 観まちづくりの推進 | 中心市街地リノベー ション事業の実施 | 中心市街地 未整備地区 の現況調査 | 早期整備地 区の事業化 | |

市民への期待



» 良好な住まいづくりや景観づくりに積極的に取り組みます。

行政 の役割



都市計画道路、公園、土地区画整理事業等の整備を促進し、良好な住環境と街並みが調和したまちづくりを推進します。

亀山北土地区画整理地内



施策4-2

安全で快適な 住まい・まちづくり

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

良好な住宅地の供給と住環境の整備が 図られ、安全で快適な災害に強い住まい・ まちづくりが行われています。



本市は、土地区画整理事業等の基盤整備事業や、 道路整備の推進により良好な住宅地の供給が進み、多

くの住宅が建設されています。しかし、依然として、一部の

中心市街地や農村集落において狭あいな道路があり、通行の安全性が確保された住環境の整備が求められています。

住宅においては、大規模地震発生の切迫性が指摘されている中、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された住宅のうち、耐震化されていない住宅数は市内全住宅数の約2割に及び、耐震改修や建替えによる耐震化を促進する必要があります。

また、増加している空き家は、防災・防犯・環境衛生等様々な面から、地域の住環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

一方、市営住宅は、大谷台住宅等8か所498戸を管理していますが、老朽化により修繕費用が増加傾向にあります。加えて、住宅に困窮している世帯に対して、令和10年までは供給が不足すると予測されることから、市営住宅の建替えや集約・統廃合を適正に行い、民間賃貸住宅を活用した供給が必要となっています。

さらに、自力では住宅を確保することが困難な高齢者や障がい者、子育て世帯等が住宅を確保することができるよう、民間賃貸住宅との連携による住宅セーフティネット*の構築が求められています。

※住宅セーフティネットとは、住宅市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの状況 等に適した住宅を確保することができる仕組み

データで見る住まいの現状

| 年度 | 住宅着工件数 | 住宅の耐震化率 | 空き家認知件数 | 市営住宅入居率 (政策空き家は 除く) |
|--------|--------|---------|---------|---------------------------|
| 平成26年度 | 812件 | 79.9% | _ | 88.5% |
| 平成30年度 | 535件 | 84.2% | 442棟 | 88.3% |



■課題と対応~施策の展開~

課題

- 生活道路の通行の安全性の確保
- 旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化
- 今後も増加することが推測される空き家の発生を抑制
- 老朽化している市営住宅の修繕や適正な建替え、集約・統廃合
- 自力では住宅を確保することが困難な高齢者や障がい者、子育て世帯等への民間賃貸住宅の供給

対応

- 土地区画整理事業等の基盤整備事業や道路整備による良好で安定した住宅地の供給
- 木造住宅の耐震診断、耐震改修・建替えの支援による耐震化の促進
- 空き家バンク等による空き家の利活用の促進
- 市営住宅の建替え、集約・統廃合や民間賃貸住宅を活用した住宅の供給
- 住宅セーフティネット構築の推進

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | | | |
|-------|--------------------------|--|--|------------------|-------------------|--|
| | 施策の展開 取組内容 | | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| ● 木造化 | | ● 木造住宅の耐震診断、耐 | 木造住宅の耐震診断 助成件数(累計) | 133件 | 275件 | |
| | 良好な 住宅地の供給と 住環境の整備 | 震改修・建替えの支援 による耐震化の促進 | 木造住宅の耐震改 修・建替助成件数 (累計) | 90件 | 215件 | |
| | | ● 空き家の利活用の促進 | 空き家バンク成約数 (累計) | 6件 | 30件 | |
| | | ● 市営住宅の整備と適切 な管理 | 市営住宅管理戸数 | 498戸 | 498戸 | |
| | | ● 住宅セーフティネット の構築の推進 | セーフティネット住 宅(入居を拒まない 民間賃貸住宅) 登録 戸数 | 0戸 | 10戸 | |

市民への期待



- 》住まいの安全に対する関心を高め、耐震 化に努めます。
- » 緑化や地区計画*等の推進及び空き家の 適正管理・利活用を図り、安全で快適な 住環境の維持向上に努めます。

行政の役割



- ン土地区画整理事業等の基盤整備事業や 道路整備の推進により、良好な住宅地の 供給と住環境の向上に努めます。
- **» 住宅の耐震化や空き家対策を推進します。**

※地区計画…地区の「まちづくりの目標」と「まちづくりのルール」を定めた都市計画の制度。地域の特性や実情に合わせて、身近な生活環境の保全を図り、個々の建築行為等を規制(建物の用途制限や建築物の高さの限度)・誘導する等、よりきめ細やかな土地利用の計画を定めたもの。

道路ネットワークの整備

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

幹線道路の整備が促進されるとともに、さらなる道路網の整備が進められ、効率的で 機能的な道路ネットワークが構築されています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市における道路整備の現状は、北関東自動車道や国道408号真岡宇都宮バイパスから真岡バイパス区間の整備が完了し供用開始されたところであり、現在は国や県において未整備区間である国道408号真岡南バイパス3.1km区間をはじめ、国道294号や県道石末真岡線等、広域にわたる幹線道路の整備促進が図られている状況です。

また、市道の整備については、市街化区域では街路事業や土地区画整理事業、市街化調整区域では道路改良事業や土地改良事業等により整備が図られており、北関東自動車道や国道408号バイパスを軸とした道路ネットワークが形成されつつあります。

しかし、依然として市民からは地域間を連絡する幹線道路や集落内の狭あいな生活道路等の整備が望まれています。また、老朽化した舗装や橋梁の計画的な維持修繕の必要性も高まっています。

| | N 1094 A3 | | ı |
|-----|-----------|-------|---|
| 市道の | ノ祭り | 田才太)丌 | |

| 年度 | 市道実延長 | 市道改良率 | 市道舗装率 | 橋梁修繕率 |
|--------|-----------------------|-------|-------|-------|
| 平成26年度 | 1,280.9 km | 72.6% | 95.6% | 4.3% |
| 平成27年度 | 1,286.6 km | 72.7% | 96.3% | 13.0% |
| 平成28年度 | 1,285.5 _{km} | 72.8% | 96.5% | 30.4% |
| 平成29年度 | 1,285.5 km | 72.8% | 96.8% | 34.8% |
| 平成30年度 | 1,308.7 km | 72.9% | 97.1% | 52.1% |



■課題と対応~施策の展開~

課題

対

応

● 広域にわたる地域間の交流・連携の促進と地域活性化に向けた効率的で機能的な道路ネットワークの構築

- 幹線道路を軸とした計画的かつ体系的な道路ネットワークの構築 ○国・県が整備する事業
 - ア 一般国道408号真岡南バイパスの早期建設促進
 - イ 一般国道121号、一般国道294号の早期整備促進
 - ウ 主要地方道栃木二宮線の早期建設促進
 - エ 一般県道西田井二宮線の早期整備促進
 - オ 一般県道石末真岡線の早期整備促進
 - カ 一般県道西小塙真岡線の早期整備促進
 - キ 主要地方道宇都宮真岡線の早期整備促進
 - ○市が整備をする事業
 - ク 市道113号線の建設推進
 - ケ 市道 289 号線の建設推進
 - コ 新産業団地整備に合わせた市道122号線の整備推進
 - サ 通学時の児童や生徒の安全確保に向けた通学路の整備推進
 - シ 市道の改良、舗装による生活道路の整備推進
 - ス 長寿命化に向けた市道の舗装及び橋梁の計画的な維持修繕

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | | |
|----------------|-------------------------|-------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| ま送の 乾/夢 | ● 幹線市道及び狭あいな 生活道路の整備 | 市道改良率 | 72.9% | 74.0% | |
| 市道の整備 | | 市道舗装率 | 97.1% | 97.6% | |
| 橋梁の長寿命化 | ● 橋長15m以上の橋梁の 修繕 | 修繕率 | 52.1% | 100.0% | |

市民への期待



- » 事業への理解と協力に努めます。
- » 地域の道路愛護活動により環境美化に努めます。

行政の役割



- » 道路ネットワークの構築を考慮した、積極的な道路整備の促進に努めます。
- **» 計画的な道路と橋梁の保全に努めます。**

施策4-4

公共交通ネットワークの整備

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

いちごタクシーやいちごバスの利便性が向上し、LRT等との連携によって、市内・市外ともに利用しやすく、安心で快適な地域公共交通による移動ができています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市は自家用車で移動することが中心の社会生活となっています。

しかし、子どもや高齢者等運転免許証を持たない市民の移動手段として、公共交通ネットワークや自転車ネットワークの整備は重要な役割を担っており、日常生活の足として市民や利用者のニーズに対応した運行や整備が必要となっています。

また、超高齢社会の進展や運転免許証自主返納者の増加等にも対応するため、いちごタクシーやいちごバスの利便性を高め、いちごバスの運行ルートの拡充やスクールバスの活用等を検討するとともに、民間路線バス、真岡鐵道、芳賀・宇都宮地域で整備されるLRTと連携する等、広域的な公共交通ネットワークを構築することも求められています。

公共交通の利用状況

| 年度 | 真岡鐵道 | 路線バス |
|--------|------------------|-----------------------------|
| 平成20年度 | 1,100,722人 | 549,727 人 |
| 平成25年度 | 1,028,861人 | 564,135 _人 |
| 平成30年度 | 936,958 人 | 547,513 _人 |

| 年度 | いちごタクシー | いちごバス |
|--------|-----------------|----------------------------|
| 平成26年度 | 18,414人 | 17,905 人 |
| 平成27年度 | 17,968人 | 19,664人 |
| 平成28年度 | 17,777人 | 20,938人 |
| 平成29年度 | 17,981人 | 22,395⋏ |
| 平成30年度 | 16,420 人 | 23,295 _人 |

ŀ

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 真岡鐵道、路線バス、いちごタクシーやいちごバスの利用促進
- 急速に進展する超高齢社会等に対応した公共交通ネットワークの構築

対応

- いちごタクシーやいちごバスの利便性の向上
- 市民のニーズを踏まえたいちごタクシーといちごバスの運行範囲の見直し
- 公共交通機関の相互連携による広域的な公共交通ネットワークの構築
- スクールバスの利活用による公共交通の拡充

成果目標~目標值~

| | | 目標値 | | |
|---|---|---|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| いちごタクシーや いちごバスの | ● 市民や利用者のニーズ に対応した運行の実施 | いちごタクシー利用 者数 | 67.3人/日 | 70 人/日 |
| 利便性の向上 | に対応した建刊の失応 | いちごバス利用者数 | 97.1人/日 | 120人/日 |
| 公共交通機関の 相互連携による 広域的な公共交通 ネットワークの 構築 | 真岡鐵道、民間路線バス、LRTとの相互連携の強化自転車ネットワーク計画による自転車利用環境の整備 | 公共交通が利用しや すいと感じている市 民の割合 [※] | 32.9% | 40.0% |

※ 市民意向調査より

市民への期待



» 公共交通を積極的に利用します。

行政の役割

か市民や利用者のニーズ、超高齢社会に対応した総合的な公共交通ネットワークの整備に努めます。





政策5

「環境づくり」

~安全なまちアップ!~

豊かな自然と共生した生活環境の中で安心して暮らすことができるよう、地球が持つ自然資源を有効に活用し、自然と潤いがある快適なまちづくりに努めます。また、市民の生命や財産を守るため、自然災害への危機管理意識の高揚を図り、交通安全対策、防犯対策の推進による安全安心なまちづくりに努めます。



施策の体系

施策5-1 水道事業の推進

匝策5-2 下水道事業の推進

◎ 施策5-3 循環型社会の構築

施策5-4 自然環境の保護と地球温暖化対策の推進

施策5-5 生活環境の保全

◎ 施策5-6 防災体制の整備・強化

施策5-7 交通安全の推進

施策5-8 防犯対策の推進

水道事業の推進

▲ 施策の目指す未来 ~10年後の姿~

清浄でおいしく、豊富で安全な水が安定供給されています。





現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市の水道事業は、公衆衛生の向上や生活環境の改善を目指し、給水区域を拡張しながら、計画的な施設整備に努めています。

給水量、給水人口は、未普及地域の給水区域拡張のため、現時点では増加傾向にあることから、栃木県の鬼怒水道用水供給事業からの給水と自己水源と合わせて給水していますが、水源の水位低下により計画給水量を確保することが難しくなってきている状況から、新たな水源確保を含めた供給能力の整備拡充が必要となっています。

一方、人口減少社会における給水人口、給水収益の減少が懸念されることから、長期的な視点に立ち、財源確保、維持管理費の削減、施設建設コストの縮減等、経営基盤の安定化が重要となっています。さらに、管路、浄水、配水場等の水道施設の老朽化が進行する中、大規模災害を踏まえた施設の強靭さも求められています。

今後においては、財政状況が厳しく、人材不足も深刻な中で、水道サービスの持続性の確保や、豊富で安全な水道水の安定供給、危機管理への速やかな対応に向けて、水道ビジョンやアセットマネジメント*により、適切に対応することが求められています。

※ アセットマネジメント…資産の状況を的確に把握し、更新と維持補修を適切に組み合わせて、施設を管理する方法

給水人口と給水量の推移

| 年度 | 総人口*1 | 給水人口 | 給水原価※2 | 1日平均給水量 |
|--------|---------|---------|---------|-----------------|
| 平成26年度 | 81,119人 | 67,782人 | 173.75円 | 20,179 ㎡ |
| 平成30年度 | 80,633人 | 68,317人 | 174.34円 | 21,202 ㎡ |

- ※1 各年度末の住民基本台帳より
- ※2 給水原価とは、水量1㎡当たりにかかる費用

| 課題と対応 ~施策の展開~

課題

- 未普及地域の解消と供給能力の整備拡充
- 水道施設の耐震化及び老朽化に伴う施設更新
- 給水人口、給水収益の減少に備えた経営基盤の安定化

対応

- 水道施設の整備及び維持管理の推進
- 経営の効率化と健全化の推進
- 上水道の加入促進

成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | |
|--------------------------|---|-------|--------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度(基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 水道施設の整備 及び維持管理の 推進 | 未普及地域の整備推進施設の耐震化の推進老朽化施設の計画的な 更新 | 配水管延長 | 778,763m | 788,239m |
| 経営の効率化と 健全化の推進 | 水道ビジョン(中長期行動計画)を策定し、安全水道事業を推進 経営戦略(中長期経営基準略(中長期経経営基盤の強化を推進を発生の強化を推進を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を | 有収率* | 84.8% | 86.0% |
| 上水道の加入促進 | ホームページ、広報紙等での情報提供各戸訪問による加入啓発給水装置資金貸付事業の利用促進加入支援制度の拡充を検討 | 普及率 | 84.7% | 85.1% |

※ 有収率とは、年間総配水量に対し、収入となった水量の割合

市民への期待



- » 給水区域内では、早期に上水道を利用します。
- » 給水装置の適正な維持管理に努めます。
- >> 日常生活での節水に心がけます。

行政の役割



- >> 安全で安定した水道水の供給に努めます。
- » 未普及地域の整備を推進します。
- >> 経営の健全化と財源確保に努めます。

下水道事業の推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の普及促進により、快適で衛生的な生活環境 が確保され、公共用水域の水質保全が図られています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市の公共下水道は、昭和48年1月事業に着手以来、着実に整備を進め、昭和58年3月に真岡市水処理センターを供用開始し、平成7年3月に二宮水処理センターを供用開始しています。以後、既成市街地及び土地区画整理地内を中心にさらに整備を進め、下水道が整備された区域は、良好な生活環境となっています。

また、公共下水道以外の区域については、農業集落排水と合併浄化槽により、生活環境が改善されつつありますが、さらに快適な生活環境づくりのために、引き続き農業集落排水の利用促進と合併浄化槽の設置推進が必要となっています。

下水道生活排水処理の普及状況

| | | | 公共下水道 農業集落排水 | | 落排水 | 合併浄化槽 | | |
|---|--------|---------|-----------------|-------|-------------|-------|--------|-------|
| | 年度 | 総人口*1 | 処理区域 内人口 | 普及率※2 | 処理区域 内人口 | 普及率※2 | 整備人口 | 普及率※2 |
| Ī | 平成26年度 | 81,119人 | 45,789人 | 56.4% | 8,588人 | 10.6% | 8,904人 | 11.0% |
| | 平成30年度 | 80,633人 | 47,703人 | 59.2% | 7,896人 | 9.8% | 9,856人 | 12.2% |

※1 各年度末の住民基本台帳より

※2 普及率とは、総人口に対する普及割合

魚の放流事業

課題と対応~施策の展開~

課題

- 既設単独浄化槽設置者の生活雑排水による生活環境への影響
- 公共下水道 (汚水) 未普及地区の解消
- 管路及び処理場等の施設の耐震化、長寿命化への対応
- 公共下水道及び農業集落排水の未接続者の解消

対応

- 浄化槽設置補助金等による合併浄化槽への設置替えの推進
- 公共下水道汚水管渠の整備促進
- 下水道ストックマネジメント計画等※に基づく処理施設の耐震化、長寿命化
- 広報紙等による周知徹底
- ※ 下水道ストックマネジメント計画等…公共下水道事業については「下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業については「最適整備構想、再編整備計画」を指し、長期視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を効率的かつ経済的に実施するための計画

成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | |
|---|---|--------------------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 浄化槽設置 補助金等による 設置の推進及び、 下水道の普及促進 | ● 浄化槽設置補助金等による合併浄化槽設置の推進● 広報紙等による周知徹底 | 公共下水道、農業集 落排水、合併浄化槽 の普及率 | 81.2% | 84.0% |
| 汚水管渠の整備 | ★整備地区の汚水管渠の整備を促進 | 整備率(事業計画) | 94.2% | 95.4% |
| 下水道ストック マネジメント計画 等に基づき、 施設の耐震化・ 長寿命化を図る | 処理場の耐震化処理場の施設・設備の修繕、更新管路施設の現状把握 | 公共下水道処理場の 施設・設備の健全性 割合 | 49.0% | 60.0% |

市民 への期待



- » 公共下水道、農業集落排水にすみやかに接続します。
- >>> 下水道施設に接続できない場合は、合併浄化槽を設置し、適正な維持管理を 行います。

行政 の役割



>> 快適で衛生的な生活環境づくりのため、 下水道施設を整備し、適切な維持管理を 行います。

循環型社会の構築

▲ 施策の目指す未来 ~10年後の姿~

「循環型社会」が構築され、ごみ減量化と資源化による適正な処理が行われています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

国では、廃棄物処理法に基づく各種計画や個別リサイクル法等の法的基盤を整備することで、ご みや環境問題に対する意識の向上や3R*に基づく循環型社会への取組を推進してきました。

令和元年5月には、食品ロスを減らすため、食品ロスの削減の推進に関する法律が公布され、地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとされています。 本市は、「ものを大切にする都市宣言」をしており、ごみの3R運動を推進するとともに、空き缶・

ペットボトル・雑紙等の資源化を啓発し、 ごみの減量化、及び不法投棄やポイ捨て防 止の対策強化に努めてきました。さらに、 せん定枝、落ち葉、草のたい肥化施設であ る真岡市リサイクルセンターを平成31年 4月に稼働させ、循環型社会の形成を推進 しています。

もえるごみは、広域ごみ処理施設「芳賀 地区エコステーション」で処理されてお り、本市の家庭系もえるごみ量の推移は、 平成26年度の有料化により減量化が進み ましたが、その後、微増となっています。

※ 3 R…「Reduce (リデュース) ごみを減らす」、 「Reuse (リユース) 繰り返し使う」、 「Recycle (リサイクル) 資源化する」の 3つのRの総称



本市のごみ搬入量の推移

| 左府 | もえるごみ | | その他 | 資源①*1 | 次语 ○※2 | |
|--------|------------|-------------------|-----------|-----------------|-------------------------|--|
| 年度 | 家庭系ごみ | 事業系ごみ | 粗大ごみ | 更 <i>派</i> ①*** | 資源②^{*2} | |
| 平成26年度 | 17,021.86t | 4,456.37t | 1,695.85t | 713.35t | 2,340.97 t | |
| 平成30年度 | 18,110.27t | 4,773.78 t | 1,685.61t | 647.83 t | 1,573.60t | |

- ※1 資源①とは、空き缶、雑ビン、ペットボトル、乾電池を市が収集した資源ごみ
- ※2 資源②とは、紙類、古着類、生ビンを市が収集した資源ごみ

課題と対応~施策の展開~

課題

- ごみの減量化や3 R 運動定着に向けた事業の推進
- 家庭系ごみ、事業系ごみの分別を徹底した再資源化
- 不法投棄防止対策

対応

- ごみの減量・資源化に関する啓発の推進
- ごみの発生抑制と減量化の推進
- ごみの分別と再資源化の推進

■成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|---|-------------------|-------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| ごみの減量化と 資源の有効利用 ● 3 R 運動の推進 ● 食品ロスの削減 | 1人1日当たりのご み排出量 | 755 g | 739 g | | |
| | | 資源化率* | 11.1% | 23.5% | |

※ 資源化率とは、(資源①+資源②)÷ごみ総排出量

市民への期待



» ごみの分別と減量·資源化に努めます。

行政 の役割



3 循環型社会の構築に向け、ごみ減量化と 資源化を市民に働きかけます。



施策5-4

自然環境の保護と 地球温暖化対策の推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民の自然環境保全に対する意識が高く、環境保全に取り組み、自然環境及び動植物の生態系の保全と保護が図られています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

私たちを取り巻く自然環境は、地球温暖化等の地球規模での問題のみならず、地域固有の 生態系の保護や里山林整備等の身近な課 題にも直面しています。

本市は、平成14年に真岡市環境基本 条例を制定しました。そして、平成16 年に環境基本都市宣言を行い、平成28 年度からの「第2次真岡市環境基本計 画」の進行管理により、人と自然が共存 し、環境への負荷の少ない都市づくりを進 めています。

また、二酸化炭素等の温室効果ガスの増大により地球温暖化が進行しており、事業活動だけでなく、私たちの日常生活が環境に大きな影響を及ぼしています。

このため、良好な生活環境を保全し、将来に引き継いでいくために、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担い、環境問題への理解を深め、一体となって取り組んでいく必要があります。

ボランティアによる植樹祭



データで見る環境

| 年度 | 山林面積 | 整備された山林 面積(市民の森、 とちぎの元気な 森づくり) | 根本山自然観察センター、鬼怒水辺、 自然教育センター 等での環境学習 参加人数 | 環境ボランティア 参加者数 |
|--------|-----------------|---|--|------------------|
| 平成26年度 | 1,488 ha | 96 ha | 546 人 | 597 人 |
| 平成30年度 | 1,464 ha | 98ha | 631 人 | 539人 |
| | | | | |

政策に

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 水辺や緑にふれあい、安らぎと潤いが感じられる良好な自然環境の保全
- 市民、事業者、行政の協働による保全活動の取組
- 効率的なエネルギーの利用であるスマートエネルギーの推進や地球温暖化対策等の 啓発
- 様々な開発行為による土砂の埋め立てや森林伐採等の諸問題への対応

対応

- 森林・水辺環境、鳥獣や動植物の生態系の保護
- 環境学習や環境保全活動を推進
- 効率的なエネルギーの利用であるスマートエネルギーの推進や地球温暖化対策等について、広報や環境学習会の開催等による啓発
- 土砂条例や新たに制定予定の太陽光発電設備の適正設置等に関する条例等の関係法 令に基づく適正指導の実施

■成果目標~目標値~

| | | F | 目標値 | |
|---|---|--|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 森林・水辺環境、 鳥獣や動植物の 生態系の保全 | 「とちぎの元気な森づくり」事業で整備した森林の保全管理の促進水辺環境や自然動植物生育環境の保全五行川二宮遊水池の保全と利活用 | 山林面積 | 1,464 ha | 1,430ha |
| スマートエネルギー の推進や 地球温暖化対策等 に関する啓発 | ● 住宅用太陽光発電設置支援 ● 環境学習の推進 ● 市ホームページ、広報等による環境情報の発信 ● 環境学習の推進 ● 市民、事業者、行政の協働による保全活動の促進 | 住宅用太陽光発電設 置支援件数 | 125件 | 150件 |
| | | 市内の自然環境の保 全活動に参加してい る市民の割合* | 22.7% | 30.0% |
| | | 日常生活で節電に取 り組んでいる市民の 割合* | 54.5% | 60.0% |
| | | 環境保全ボランティ ア活動に関心のある 市民の割合 [※] | 40.2% | 40.6% |

※ 市民意向調査より

市民への期待



»本市の自然環境や生態系についての理解 を深め、積極的に環境保全活動に参加し ます。

行政 の役割



か市民、事業者、滞在者に対して、環境情報の提供や環境にやさしい生活・活動の助言・支援を行います。

生活環境の保全

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

きれいなまちづくりを目指し、大気、水質、騒音、悪臭等の状況等の環境問題を把握 し、良好な生活環境の保全に努めています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

大気、水質、騒音等の環境基準達成状況については、概ね良好な水準を維持していますが、河川の 生活環境の保全に関する項目等に一部不適合があります。

このため、良好な生活環境を保全するには、各種環境汚染調査の実施により現状を把握し、生活 排水対策の推進や事業所等の生産活動に伴う様々な規制基準の遵守指導を図るとともに、市民一人 一人が、日常生活において環境に配慮した行動をとることが求められています。

今後とも、良好な生活環境を保全し、将来に引き継いでいくためには、環境問題への理解を深め、 市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担い、一体となって取り組んでいくことが重要です。

環境測定の推移

| 年度 | 河川生活環境項目 環境基準適合率 | 工場排水基準値 適合率 | 工業団地総合排水 目標値適合率 | 環境騒音適合率 |
|--------|---------------------|----------------|--------------------|---------|
| 平成26年度 | 79.8% | 99.2% | 98.6% | 100% |
| 平成30年度 | 79.3% | 99.1% | 99.7% | 100% |

※ 適合率 = 基準適合項目数/調査実施項目数×100

課題と対応~施策の展開~

課題

- 河川水や工場ばい煙、排水等の環境問題の把握
- 生活排水対策
- 市民一人一人の、日常生活における環境への配慮

対応

- 各種環境状況調査・測定による現状把握及び事業者等に対する指導
- 公共下水道、農業集落排水事業や合併浄化槽の普及促進による水質汚濁の防止
- 花いっぱい運動等各種事業の推進による街並み景観の美化や環境マナー意識の向上

■成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|--|---|----------------------------------|--------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度(基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| | | 河川の水質の状況が 良いと感じる市民の 割合* | 67.2% | 72.0% | |
| 各種環境状況調3 測定による 現状把握及び | 水負防止対策の実施地下水の保全対策の実施 | 臭気・騒音・振動の 状況が良いと感じる 市民の割合* | 66.1% | 70.0% | |
| 事業者等に対す 指導、 水質汚濁の防止、 環境マナー意識(| 東の美施 ● 土壌防止対策の実施 ■ 工場ばい煙 工場排水等 | 排ガス・ばい煙の状 況が良いと感じる市 民の割合* | 72.9% | 76.0% | |
| 境境マノー息職の 向上 | 別 調査の実施 ■ ダイオキシン類対策の 実施 | 河川生活環境項目 環境基準適合率 | 79.3% | 100% | |
| | <i>≻,11</i> 5 | 環境基準適合率 | 99.1% | 100% | |
| | | 工業団地総合排水 目標値適合率 | 99.7% | 100% | |

※ 市民意向調査より

市民への期待



» 環境に対する関心を高め、良好な生活環 境の保全に努めます。

行政 の役割



- » 環境の現状を認識してもらい、環境保全 に関する施策の推進を図ります。
- » 環境保全に対する意識の高揚と環境学習の推進を図ります。



防災体制の整備・強化

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

災害発生時の被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を災害から守ります。



現状 ~本市の現状と社会の状況~

ここ数年、各地では風水害や地震等の自然災害が相次いで発生し、多くの人命や財産が失われ、 重大な事態が生じています。本市でも平成23年の東日本大震災、平成24年の竜巻被害、平成26年 の大雪による雪害等、大きな被害を受けました。

このような中、市民の生命、身体、財産を守るため、地域防災計画に基づき、災害に対する予防等の対策のほか、平成29年に真岡市業務継続計画 (BCP) や職員初動マニュアルを策定し、災害対策の再認識や防災体制の強化に取り組んでいます。

また、平成29年にBCP策定推進都市宣言を行い、その必要性を事業所等に周知するとともに、策定支援を行い、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

今後も、大きな地震や異常気象による風水害等の発生が予測される中、災害発生時に被害が広がる恐れがあります。自助、共助、公助の理念に基づき、国土強靭化地域計画を策定し、平時から防災に対する心構えが求められています。

防災関係団体数及び火災件数の推移

| 年度 | 消防団員数 | 女性防火クラブ数 | 火災件数* |
|--------|--------------|----------|-------|
| 平成26年度 | 481人 | 92組 | 41件 |
| 平成27年度 | 485人 | 92組 | 48件 |
| 平成28年度 | 490 人 | 91組 | 40件 |
| 平成29年度 | 493人 | 90組 | 46件 |
| 平成30年度 | 486人 | 90組 | 33件 |

※ 消防年報 (暦年集計)より

| 課題と対応 ~施策の展開~

課題

- 各地の大規模災害の教訓や過去の経験を踏まえた、危機管理能力、災害対応力の向上
- 防災意識の高揚と平時からの防災に対する心構えの啓発
- 災害時の応急活動体制の充実

対応

- 災害に対する危機感や注意喚起の啓発
- 災害時の応急活動体制の充実
- 地域防災計画の改定
- コミュニティFMを活用した防災ラジオの整備

■成果目標~目標値~

| | | Į. | 目標値 | |
|-----------------------|---|-----------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 防災意識の高揚と 平時からの防災に | 防災避難訓練等の実施防災リーダー養成研修 | 防災訓練等の実施 回数 | 2回 | 3回 |
| 対する心構えの 啓発 | 会の実施 | 防災リーダー養成 研修修了者(累計) | 61人 | 100人 |
| 災害時の 応急活動体制の 充実 | 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織、芳賀地区広域行政事務組合消防本部、自衛隊、日本赤十字社、災害時相互応援協定を締結している自治体との連携 コミュニティ FM、防災行政無線、エリアメールによる防災情報の伝達 | 自然災害から安全度が高いと思っている | 77.2% | 85.0% |
| インフラ整備の 推進 | 公園等の防災拠点の整備建築物の耐震化の促進水道等ライフラインの安全性の確保治水と親水性を備えた河川・調整池の整備促進下水道雨水幹線の整備促進 | 市民の割合※ | | |

※ 市民意向調査より

市民への期待



» 防災意識の高揚に努め、非常時に備え ます。

行政 の役割



- >>> 安全で安心な生活を確保するため、災害時の応急活動体制の充実に努めます。
- ※ 災害に強いまちづくりを推進し、インフラ整備に努めます。

交通安全の推進

施策の目指す未来~10年後の姿~

市民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーが向上するとともに、交通安全施設や道路の整備が進み、交通事故発生件数が減少しています。



街頭指導

現状 ~本市の現状と社会の状況~

市内における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、全国的には依然として高齢者や通学時の児童生徒が巻き込まれる交通事故が発生しています。

近年、運転支援機能を備えた自動車が普及する中、超高齢社会の進展に伴う高齢運転者の増加により、高齢運転者が関係する交通事故が目立っています。このため、高齢者の運転免許証返納者が増加しており、本市では、返納者への支援を目的とした高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

また、交通事故防止のため、カーブミラー等交通安全施設の設置や更新、歩道やガードレールの 整備等、効果的な交通環境の整備に努めています。

引き続き、関係機関と連携しながら、交通安全意識の向上を図り、急速に変化する生活環境に対応した交通事故防止のための交通安全施設を整備し、安全で安心して生活できる社会の実現が求められています。

交通事故発生状況及び運転免許証返納者数

| 年度 | 発生件数 | 死亡者数 | 負傷者数 | 運転免許証 返納者数 | うち65歳以上 の 運転免許証返 納者数 |
|-------|------|------------|--------------|---------------|-------------------------------|
| 平成26年 | 211件 | 4人 | 262人 | 75人 | 不明 |
| 平成27年 | 191件 | 6人 | 229 人 | 101人 | 不明 |
| 平成28年 | 181件 | 2 人 | 222 人 | 173人 | 166人 |
| 平成29年 | 138件 | 4人 | 157人 | 247 人 | 243人 |
| 平成30年 | 129件 | 7人 | 144人 | 264人 | 255人 |

栃木県警察本部による暦年集計

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 交通ルールを守り、交通マナーを向上させる交通安全意識啓発の推進
- 交通事故を防止するための交通環境の改善
- 高齢運転者による交通事故の防止

対応

- 交通安全教室の開催、啓発活動の実施
- 効果的な交通安全施設や道路等交通環境の整備

成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|--|--|----------------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| 交通安全意識の | ● 交通安全教室の開催 | 交通安全教室の 開催数 | 170回 | 200回 | |
| ○ 交通教育指導員の配置○ 交通安全運動の開催 | | 交通安全教室 参加者数 | 17,455人 | 18,500人 | |
| 交通安全施設の 整備 | ● 交通安全施設(カーブミラー、赤色回転灯、啓発看板等)の整備● 通学路の交通安全整備 | カーブミラーの数 | 3,088基 | 3,150基 | |

市民への期待



» 高い交通安全意識を持ち、交通ルールを 守り交通マナーの向上に努めます。

行政 の役割



>> 交通事故防止のための各種啓発や、交通 環境の整備として交通安全施設及び道 路の整備を進めます。





啓発看板

防犯対策の推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民だれもが安全で安心して暮らすため、家庭・学校・地域・警察との連携や、防犯設備の整備促進により、犯罪の発生を抑制しています。

■現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、児童虐待や配偶者による暴力、自動車盗、車上ねらい等は増加しています。また、「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺は、年々手口が複雑化・巧妙化し、高齢者を中心に多額の被害が発生しています。

このような状況に対応するため、本市では自治会の自主防犯活動やスクールガード活動、地域安全ネットワーク活動として地域住民や協力事業所等による見守り活動を行っています。また、行政は防犯灯の設置管理支援、小中学校、公園、駅等への防犯カメラ設置や、特殊詐欺対策電話機等の購入補助、防犯講座の開催、不審者・犯罪発生状況情報の随時提供等を行っています。

犯罪の発生を抑制するために、一人一人の防犯意識向上とともに防犯体制の充実強化が求められています。

防犯設備の設置状況及び犯罪発生件数

| 年度 | 防犯灯設置数 | 公園の防犯カメラ 設置台数 | 市内の犯罪発生件数 (暦年) |
|--------|----------------|------------------|-------------------|
| 平成26年度 | 5,787 灯 | - | 643件 |
| 平成30年度 | 6,112 灯 | 157台 | 441件 |



課題と対応~施策の展開~

題

- 市民一人一人の防犯意識の向上と犯罪に強い地域社会の構築
- 防犯性の高い生活環境整備の推進

対 応

- 世代や特性に合わせた防犯教育の推進
- 学校や地域における防犯活動の強化
- 防犯灯や防犯カメラの適正な設置と運用
- 空き家対策等による防犯性の向上

■成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|-------------------------|---|------------------------------------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| 防犯意識の向上 | ● 防犯講座開催の支援 ● 女性防犯クラブの活動 支援 | | 138回 | 150回 | |
| 例心思識の四上 | ● 一斉メール配信システムの活用● 犯罪発生情報の提供 | 犯罪に不安を感じて いる市民の割合 ^{**} | 54.3% | 35.0% | |
| 防犯設備等の | 、る | 防犯灯設置数 | 6,112 灯 | 6,600 灯 | |
| 整備による 生活環境の 防犯力向上 | | 公共施設防犯カメラ 設置台数 | 374台 | 420台 | |
| 防犯体制の 充実強化 | 家庭、学校、地域、警察との連携強化 市民の自主防犯活動の支援 「こども110番の家」の充実 地域安全ネットワークの活用 消費生活センターの充実強化 | 自主防犯活動 実施団体数 | 48団体 | 60団体 | |

※ 市民意向調査より

市民 への期待

»「自分たちのまちは自分たちで守る」とい う意識を高め、地域が主体となった身近 な防犯活動に継続的に取り組みます。





>> 防犯に関する啓発や活動の推進と、防犯 灯等の設置補助等による防犯環境の充 実により犯罪を未然に防止するまちづ くりに努めます。

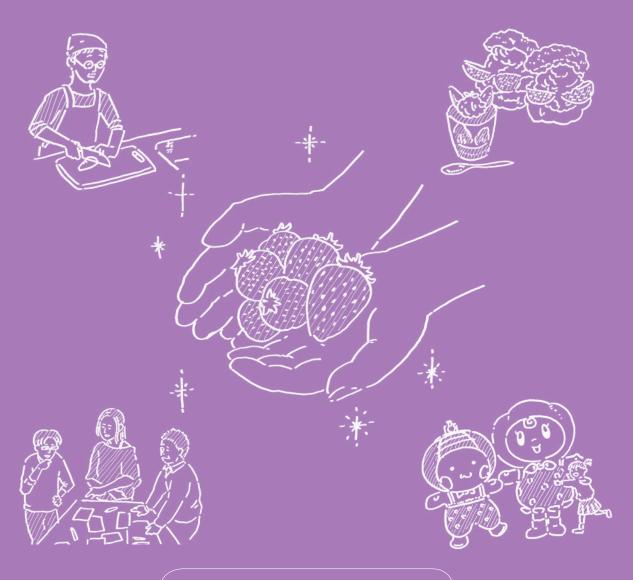


政策6

「魅力づくり」

~市民のカアップ!~

市民と行政がそれぞれの役割を担い、一体となって、市民だれもが 共に生きる喜びを感じられるよう、協働のまちづくりに努めます。ま た、様々な媒体により市内外に本市の持つ魅力を積極的に情報発信 し、本市のイメージを高め、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりに 努めます。



施策の体系

<u>施策1-1</u> 都市ブランド戦略の推進

施策1-2 市民協働のまちづくり

□施策1-3 男女共同参画社会の実現

<u>施策1-4</u> 安全で安心な消費生活の推進

都市ブランド戦略の推進

■施策の目指す未来~10年後の姿~

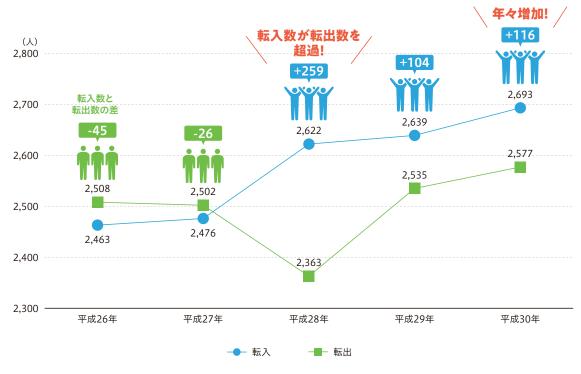
質・量とも日本一を誇るいちご等の質の高い地域資源を活かし、より多くの魅力を創出することにより、本市のブランド力が高まっています。それらを広くPRすることで、本市のイメージ向上と市民のシビックプライド*1の醸成が図られ、市内外から親しまれる「選ばれる都市もおか」となっています。

※1 シビックプライド…本市に愛着や誇りを持てる心のこと。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

本格的な人口減少時代を迎え、若い世代の東京圏への流出が続いている状況にどのように歯止めをかけていくかが求められています。若い世代に根付いてもらうため、教育、子育て環境の充実に加え、超高齢社会にも対応するために公共交通の整備強化等も進めています。また、本市に誇りや愛着を感じる気運の醸成を図るため、本市の魅力・地域特性を活かしたイベントや事業を実施し、市の認知度向上にも努めています。

■ 本市の社会動態



資料:毎月人口統計調査

課題と対応~施策の展開~

課題

- 市の地域特性 (魅力・ブランド) を活かした各取組の積極的なPR不足
- ●「選ばれる都市もおか」への移住定住につなげる仕組みづくり

対応

- 日本一のいちごを核とした積極的なシティプロモーションの推進
- 情報発信による知名度向上
- 移住定住の促進
- シビックプライドの醸成
- イメージキャラクターの活用

■成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|------------------------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| シビックプライド の醸成と情報発信 による知名度向上 | ● 地域特性を活かした各 イベントや事業の情報 発信 | まちづくりに対して の市民の満足度** | 67.4% | 80.0% | |
| 市民のブランド力、 認知度の向上 | | | 51.0% | 70.0% | |

※ 市民意向調査より

市民への期待



»本市に誇りや愛着を持ちます。

行政 の役割



原動機付自転車

>> 本市の地域特性を活かした積極的なプロモーションに努めます。



いちご給食



市民協働のまちづくり

施策の目指す未来~10年後の姿~

市民、市民団体、事業者がそれぞれの 役割を担いながら積極的にまちづくりに 参画し、行政と一体となった市民協働の まちづくりの実現を図り、対話・連携・協 働をさらに深め、連帯感あふれる市民主 体の地域社会が形成されています。



■現状 ~本市の現状と社会の状況~

平成26年3月に策定した真岡市自治基本条例に基づき、市民、市民団体、事業者がそれぞれの意思と責任において地域課題の解決に取り組んでいくことが求められており、それぞれの役割や責務を担いながら積極的にまちづくりに参画する必要があります。

本市では、地域づくり事業やボランティア活動、民間非営利組織 (NPO) への支援等を通して、市民協働のまちづくりを推進していますが、少子高齢化や人口減少問題に加え、市民それぞれの価値観の多様化やライフスタイルの変化により地域とのつながりが希薄になりつつあり、自治会加入率の減少は依然として続いています。また、各種ボランティアやNPO活動は、社会福祉・保健医療・教育文化等の進展において重要であり、年々、市民需要が高くなっていますが、社会全体的にボランティア活動について未だ理解不足であることや、高齢化による活動参加者の減少・活動団体の規模縮小等の諸問題を抱えています。

そのため、市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、市民活動推進センターでは、ボランティアやNPO活動等に関する情報提供や設立運営に関する相談、紹介、研修、講座を行っています。

自治会やボランティア・NPO団体等の活動状況

| 年度 | 自治会加入率 | ボランティア団体・ 民間非営利組織の 数 | ボランティア団体・ 民間非営利組織 加入者数 | まちづくり活動に 参加している 市民の割合 |
|--------|--------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 平成21年度 | 85.73% | 179団体 | 18,668人 | 31.0% |
| 平成24年度 | 81.87% | 228団体 | 19,953人 | 39.0% |
| 平成27年度 | 77.33% | 265団体 | 22,505人 | 45.6% |
| 平成30年度 | 74.72% | 245団体 | 16,071人 | 41.7% |

政策6

課題と対応~施策の展開~

課題

- 自治会加入率の減少と自治組織内の連帯意識の希薄化への対応
- まちづくり活動に参加している市民割合の減少への歯止め
- ボランティア活動への意識向上及び参加する市民や活動団体の高齢化等による人材 不足の解消
- 市民、市民団体、事業者と行政がそれぞれの意思と責任において地域課題の解決に取り組める環境づくり

対応

- 自治会活動の積極的な周知及び加入促進に向けた実効性ある取組の推進
- 自治会に関する市民からの相談・意見等に対する関係課での情報共有と迅速かつ適切な対応
- 個性豊かな地域のあり方を創造する自治組織の支援
- ボランティア活動に参加する市民、団体、事業者等の育成支援及び活動支援
- 市民等が積極的にまちづくり事業へ参画・協働する機会の充実とその成果の最大限の活用

■成果目標~目標値~

| | | 目標値 | | | |
|--|--|--------------------------------------|------------------|-----------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和6年度 (目標年度) | |
| 自治会 加入世帯の向上 | 広報紙等による自治会活動の周知個性豊かな地域を創造する自治組織の周知活動 | 自治会加入率 | 74.72% | 70.0% | |
| ボランティア団体・ | ● ボランティア団体・民 間非営利組織への支援 | ボランティア団体・ 民間非営利組織の数 | 245団体 | 270団体 | |
| 民間非営利組織への支援 | ● ボランティア活動等に参加する市民、市民団体、事業者との連携強化 | ボランティア団体・民 間非営利組織会員数 | 16,071人 | 16,670人 | |
| まちづくりへの 意識向上と 地域活動等の 公共的な活動への 参画促進 | まちづくりに関する計画策定への市民の参画、意見の聴収地域活動等の公共的な活動への市民の積極的な参画促進 | まちづくり活動に参加 している市民の割合 [※] | 41.7% | 43.2% | |

※ 市民意向調査より

市民への期待



» まちづくりに関する意識を高め、市民活動や地域活動等の公共的な活動に積極的に参画します。

行政の役割

市民等がまちづくりに参画しやすい仕組みづくりに努め、市民が主役であることを実感できるよう、市民と目標を共有しながら地域課題の解決を目指し、市民主体のまちづくりを実行します。

男女共同参画社会の実現

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、社会の あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮しています。



現状 ~本市の現状と社会の状況~

人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化が進む中、急速に社会情勢が変化してきています。 活力ある社会の実現には、男女が性別にとらわれず個人の意思に基づいて、その個性と能力を発揮 できることが重要です。

本市では、平成29年3月に策定した「第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画」に基づき、男女共同参画の実現に向けた様々な事業を推進していますが、いまだ男女共同参画意識の醸成や「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は低い状況にあり、引き続き事業を推進していく必要があります。

また、平成27年から施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、女性が自らの意思で職業生活を送るとともに、個性と能力が十分に発揮され、一層活躍しやすい環境づくりを推進することが必要となっています。

里女井同参画啓登

| JANINO H H 70 | | | | |
|---------------|--------------------|-------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 年度 | 男女共同参画推進 事業者表彰数 | 地域座談会開催 | 女性教育 指導者研修・ とちぎウーマン 応援塾参加者数 | 男女共同参画 社会づくり講演会 参加者数 |
| 平成26年度 | 3事業所 | 10回 | 2人 | 430人 |
| 平成30年度 | 2事業所 | 16 回 | 6 人 | 672人 |

課題と対応~施策の展開~

課題

- 男女平等の意識や「ワーク・ライフ・バランス」の取組の向上
- 男女共同参画の意識の醸成や男女共に活躍できる働きやすい社会環境の整備

対応

- 人権の尊重と男女平等の啓発や意識の醸成
- 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進
- 男女共同参画の視点に立った教育や学習の支援
- 女性が活躍しやすい環境づくりやキャリア形成の推進
- あらゆる分野における男女共同参画の推進

■成果目標~目標値~

| | 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 目標値 | | | |
|----------------|---|---|--|--------------|-------------------|--|
| | | | 指標 | 平成30年度(基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| 男多 | 女の人権の尊重と 女共同参画意識 啓発促進 | 講演会、セミナー、研修 等による意識の醸成と 啓発 | 男女の固定的役割分 担意識は解消されて いると感じている市 民の割合* | 52.3% | 60.0% | |
| の [‡] | 策方針意思決定 場における 女共同参画の 進 | ● 市が所管する委員会、審 議会における女性委員 の構成割合の増加 | 委員会・審議会等の 女性委員の構成割合 | 31.9% | 33.3%以上 | |

※ 市民意向調査より

市民への期待



>>> 一人一人が男女平等意識を持ち、家庭、 地域、職場で男女共同参画の実践に努め ます。

行政 の役割





か市民に対する意識啓発と男女共同参画 を推進します。



施策6-4

安全で安心な 消費生活の推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

主体性のある自立した消費者を育成し、消費生活の安定と意識の向上を図ることで、消費者被害が防止されています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

商品の購入や契約に関するトラブルの深刻化、新たな手口が次々と現れる悪質商法、複雑化・巧妙化する特殊詐欺等、消費生活センターには多様な相談が寄せられています。また、令和3年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、18歳及び19歳の人が親の承諾無しで契約できるようになる等、消費者を取り巻く環境は変化しています。

本市では市民が安心して消費生活が送れるよう、消費者リーダー育成講座修了生を中心とした消費者協力団体及び相談員による消費生活講座や街頭啓発活動の実施、消費者まつりの開催等、消費生活に関する啓発を行っています。

市民である消費者は、事業者と比較 して情報量が少ないため、多様で複雑な 消費者問題に関する情報の提供と、関係 専門機関との連携等による相談体制の充実が 行政に求められています。 消費者月間の 街頭啓発



消費生活に関する内容別相談件数

| 年度 | 架空請求ハ ガキ等商品 一般 | 架空請求 メール 光回線等 運輸・通信 | 土地・建物・ 設備 | 新聞等教養 娯楽品 | 金融・保険 サービス | その他 |
|--------|----------------------|------------------------------|--------------|-----------|---------------|------|
| 平成26年度 | 22件 | 100件 | 34件 | 35件 | 46件 | 158件 |
| 平成27年度 | 26件 | 123件 | 44件 | 22件 | 41件 | 171件 |
| 平成28年度 | 12件 | 114件 | 34件 | 22件 | 29件 | 165件 |
| 平成29年度 | 224件 | 114件 | 35件 | 28件 | 37件 | 167件 |
| 平成30年度 | 258件 | 112件 | 36件 | 32件 | 27件 | 183件 |

■課題と対応~施策の展開~

課題

● 自らの判断で消費者問題に対応し、解決できる消費者の自立支援

対応

- 消費生活に関する啓発活動の推進と迅速な情報の提供
- 関係機関との連携強化による相談体制の充実強化

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | | |
|-------------------|---|------------------------------------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| | ● 高齢者や若年者等世代 に合わせた消費者教育 | 消費生活に関する講 座及び参加人数 | 32回 1,525人 | 40回 1,600人 | |
| 消費者の意識向上 | の推進 ● 消費生活に関する啓発 活動と情報提供 ● 消費者行政協力団体へ の活動支援 ● 消費者リーダー育成講 座受講者への参加支援 | 広報紙やホームペー ジ等による消費生活 に関する啓発回数 | 18回 | 25回 | |
| 消費生活センター の充実強化 | 消費生活に関する相談体制の充実国民生活センターや栃木県消費生活センター、警察等関係専門機関との連携強化 | 消費生活に関する情報が十分に得られていると感じている市民の割合* | 34.2% | 45.0% | |

※ 市民意向調査より

市民への期待

m w Mi

» 消費生活に関する意識を高め、自ら必要な情報を収集し基礎的な知識を身に付け、主体的で合理的な消費活動に努めます。

行政 の役割

» 消費者被害の未然防止や拡大・再発防止 のために必要な情報提供、消費教育の機 会の提供、相談体制を充実強化し、消費 者の利益の擁護と増進に努めます。



123



政策7

「行政経営づくり」

~効率・効果アップ!~

少子高齢社会の急速な進行等により、国や地方の財政は今後ますます厳しくなることが予想されるため、行政評価システム等を活用し、健全な財政運営を図ります。また、ICTを活用した行政サービスの推進や効率的で市民にわかりやすい行政運営に努めます。



施策の体系

施策7-1 窓口サービスの向上

施策7-2 開かれた市政の推進

施策7-3 ICTの活用による行政サービスの推進

<u>施策7-4</u> 組織の適正化と人材の育成・強化

施策7-5 健全な財政運営

窓口サービスの向上

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

窓口事務の効率化と各課の連携が図られた、すべての来庁者に分かりやすいワンストップサービスに対応した窓口になっています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

少子高齢化の急速な進展等、市民を取り巻く社会環境が大きく変化をしている中で、市役所窓口は市民にとって、行政と最も身近に接する場であることから、より便利で丁寧な対応が求められています。

しかし、窓口での申請や届出等の手続きは複雑化しており、時間を要する手続きが多くなっています。

現在窓口サービス向上のため、平日窓口延長業務、休日窓口業務等を実施しており、平成30年4月には、子育てワンストップサービス、平成31年4月からは、マイナンバーカードを利用し、住民票等の証明書をコンビニで交付するシステムを導入しています。今後もマイナンバーカードを活用した公的サービスは、行政のデジタル化に伴い増えていくと考えられます。

また、新庁舎では窓口部門を1階に集約するとともに、各課の連携を強化して迅速で効率の良い 窓口サービスを実施します。



■課題と対応~施策の展開~

課題

- 窓口の効率化
- 行政のデジタル化への対応

対応

- 窓口業務に対する市民のニーズの把握
- 窓口接遇の向上
- 窓口延長業務、休日窓口の利用促進
- 窓口部門の連携による迅速性の確保
- 利便性を重視した窓口づくり
- マイナンバーカードを活用したサービスの拡充
- マイナンバーカード交付率の向上

■成果目標~目標値~

| | | | 目標値 | |
|-------------------------------|--|-------------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 窓口サービスの向上、 | 窓口対応に関するアンケートの実施延長窓口・休日窓口の実施マイナンバーカードを利用した住民票・印鑑登録証明書等のコンビ | 窓口の対応に満足し ている市民の割合** | 97.2% | 98.4% |
| マイナンバーカード を活用した サービスの拡充 | 二交付 ● かんたん窓口システム の導入 ● 申請時来庁方式 (郵送に よる交付) の導入 ● 来庁者への申請勧奨の 実行 | マイナンバーカード 交付率 | 11.3% | 70.0% |

※ 市民課実施アンケートより





» 身近な行政窓口として利用します。

行政の役割



» 窓口事務の効率化と市民が満足する窓口サービスの向上に努めます。

開かれた市政の推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民に開かれた市政を目指すため、情報公開や市民への情報提供、広聴事業の充実を 図り、市民参画による市政に取り組んでいます。



■現状 ~本市の現状と社会の状況~

市民への情報提供については、「広報もおか」「市政こよみ」「Weekly Newsもおか」の定期発行、情 報公開制度の運用、ホームページやケーブルテレビ「いちごチャンネル」等様々な方法で行ってい ます。

また、「市長との話し合い事業」「市長への手紙・メール」「パブリック・コメント制度」「市民行政評 価 | 等の幅広い広聴事業を実施しています。

広報広聴事業の実施状況

| 年度 | 広報紙の発行部数 | ホームページへの アクセス数 | 市長との話し合い 事業参加者 | パブリック・ コメントの実施 |
|--------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 平成26年度 | 24,500部 | 2,307,010回 | 125 人 | 7 回 |
| 平成30年度 | 24,800部 | 2,750,444回 | 204 人 | 5回 |

課題と対応~施策の展開~

課題

- 情報提供や情報公開制度の推進
- 広聴事業、市民の市政参画の機会の拡充

対応

- 「読まれ」「理解され」「伝わる」広報紙の発行
- 広聴事業の推進
- ホームページ、SNSアプリ、コミュニティ FM等を活用した積極的な情報発信
- パブリック・コメント制度による市民の市政参画機会の拡充
- 各種審議会委員の公募
- 行政情報の積極的公表

■成果目標~目標値~

| | | E | 目標値 | |
|---------------------------------------|---|-------------------------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 施策の展開 取組内容 | | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 広報紙の発行・ ホームページ等 による積極的な 情報発信 | 広報モニター制度の活用ホームページ・SNSアプリの活用オープンデータの公表 | 市政に関する情報を 得られたと感じてい る市民の割合**1 | 64.0% | 80.0% |
| 市民の市政参画 機会の拡充 | 市長との話し合い事業の実施市長への手紙・メールの実施パブリック・コメント制度の活用各種審議会委員の公募の推進 | 政策立案に参加して いる市民の割合 ^{※2} | 24.6% | 30.0% |
| コミュニティ FM による市政情報の 発信 | ● コミュニティ FMの活用 | 行政情報番組の本数 | _ | 7本 |

※1 市民意向調査より

※2 公募委員の割合

市民への期待



か 行政情報を共有し、積極的に市政に参画します。

行政 の役割



か市民が市政に関心を持ち、積極的に参画できるよう適宜、適切な行政情報の発信に努めます。

施策7-3

ICTの活用による 行政サービスの推進

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

飛躍的に進展しているICT環境の構築が図られ、様々な分野にAI技術を活用し、いつでも・どこでも・何でも・だれでも、手軽に、安全安心に市民サービスが利用できるとともに、一層の事務効率化が図られています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

近年、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や多様化する市民ニーズの対応、市職員の働き方改革を推進する観点等から、IoT*1、ビッグデータ*2、AIの実用化の進展等、ICTを取り巻く環境は著しく進展しています。

またマイナンバー制度がスタートし、公平・公正な社会の実現と市民の利便性を向上させるため、マイナンバーカードの利活用をはじめとする各種施策が求められています。

さらに、市民が情報収集やコミュニケーションに用いるツールは変化しており、情報格差(デジタルデバイド*3)の解消に向けて、新たなツールの活用や市民がより利便性を感じることができるサービスの利用方法を検討していく必要があります。

これに加え、サービスを、いつでも・どこでも・何でも・だれでも、安全安心に利用できるように していくことも必要です。

本市では、これらの新技術を活用し、行政サービスを向上させる必要があるとともに、それらに対するサイバー攻撃*4等にも対応し、豊かな市民生活と活力ある地域社会を実現するため的確な対応を図っていくことが必要です。

- ※1 IoT (Internet of Things) …「物のインターネット」と言われるもので、様々な物がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。
- ※2 ビッグデータ…一般的なデータ管理・処理ソフトウエアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータのこと。
- ※3 デジタルデバイド・・・インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
- ※4 サイバー攻撃…コンピュータシステムやインターネット等を利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの搾取や破壊、改ざん等を行い、標的のシステムを機能不全に陥らせること。

課題と対応 ~施策の展開~

課題

- 情報格差 (デジタルデバイド) の解消
- 新たなツール、サービスによる利便性の向上
- 質の高い市民サービスの提供と職員の生産性の向上

対応

- マイナンバーカードの利活用の推進
- AI、RPAの導入による、職員の生産性向上及び市民サービスの質の向上
- 情報セキュリティ対策の強化

成果目標~目標值~

| | 施策の展開 取組内容 | | 目標値 | | |
|----------------------------|---|----------------------|------------------|-------------------|--|
| 施策の展開 | | | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) | |
| ICT利活用による 市民サービスの | ● マイナンバーカードの | マイナンバーカード 交付率 | 11.3% | 70.0% | |
| 充実 さらなる活用 | マイナンバーカードを 活用したシステム数 | 1種 | 5種 | | |
| 市民サービスの 向上と 職員の事務効率化 | AIの導入による市民 サービスの向上RPAの導入による職員 の事務効率化 | AI・RPAを活用した システム数 | - | 10種 | |

(参考)マイナンバーカードを活用したシステム・e-Tax

市民への期待



- » 情報通信の積極的な利用に努めます。
- » ICTを活用した行政サービスの利用に努めます。

行政 の役割



- か市民のニーズに応じたICTシステムの整備に努めます。
- » 適正な情報管理と電子自治体の推進に 努めます。



施策7-4

組織の適正化と人材の育成・強化

|施策の目指す未来 │~10年後の姿~

社会の変化や多様化する市民のニーズ 等に柔軟に対応できる組織の構築と人材 の育成が図られています。

真岡市人材育成基本方針の 目指すべき職員像

- ●市民と共に行動できる職員
- ●前例にとらわれず、創造的な仕事ができる職員
- ●前向きで向上心がある職員
- ●目標達成のために柔軟に対応できる職員



現状 ~本市の現状と社会の状況~

人口減少社会の進む中、限られた行政資源のもと、高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる職員が求められています。

このような社会情勢の中、組織の適正化及び適正な人員の確保については、第6次行政改革大綱や第6次定員適正化計画に基づき、民間委託の推進や組織機構の見直し等を行うとともに、定期的な人事異動により、適材適所の人員配置を行っています。

また、あらゆる分野における女性の活躍を、行政においても推進するために、多様な部署に積極的に配置する等、女性職員が活躍の場を広げるための取組を実施しています。

職員の資質向上については、真岡市人材育成基本方針に基づき、計画的な職員研修や人事評価制度の適切な運用を実施し、多様な市民ニーズに対応できる人材の育成を行っています。

職員数の推移

| 年 度 | 職員数 |
|--------|--------------|
| 平成10年度 | 695 人 |
| 平成15年度 | 635 人 |
| 平成20年度 | 541人 |
| 平成25年度 | 474人 |
| 平成30年度 | 472人 |

人材育成の推移

| 年 度 | 職員研修参加者数(延べ) |
|--------|--------------|
| 平成26年度 | 665 人 |
| 平成27年度 | 775人 |
| 平成28年度 | 1,177人 |
| 平成29年度 | 1,435人 |
| 平成30年度 | 1,007人 |

政策7

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 行政需要が増大する中、人口減少社会における限られた財源を考慮した職員数の維持
- 高度化、多様化する市民ニーズに対応し、良質で効率的な行政サービスを提供し続けることができる人材の育成

対応

- 組織機構の見直し及び職員数の適正化
- 民間委託等の推進による効率的な組織運営
- AIやRPAを活用した事務の自動処理化の促進
- 職員研修の充実及び職員の自主的な学習、研究活動の支援
- 管理監督者への積極的な登用等による女性職員の活躍推進
- 人事評価を活用した人材育成

■成果目標~目標値~

| | | E | 目標値 | |
|--------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 取組内容 | | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 人事評価を活用 した人材育成 | ● 人事評価における面談 を通じた部下への指導・ 助言 | 階層別の行動目標、必 要な能力・行動が取 れている職員の割合 | 87.5% | 100% |
| | ● 職員の資質向上を目指 | 職場外研修の満足度(職場外研修は役立っているか) | 72.1% | 95% |
| 職員研修の充実 | した、職員研修の充実 | OJTの実施状況 (OJT は活発に行われてい るか) | 77.6% | 95% |
| 女性職員の ● 女性職員の管理監督者 | | 係長相当職以上の女 性職員の割合 | 17.6% | 35% |
| 活躍推進 | | 課長職以上の女性職 員の割合 | - | 10% |



行政 の役割

- » 適正な職員数を維持します。
- » 高い能力を発揮できる人材を育成する ため研修の充実、人事評価の効果的な運 用に努めます。

新規採用職員

健全な財政運営

■施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民サービスの維持・向上に必要な財源を安定的に確保し、計画的で効率的な財政運営を行っています。



現状 ~本市の現状と社会の状況~

近年、新庁舎建設等大型事業の実施や老朽化が進む公共施設の長寿命化の取組を進めておりますが、国庫補助事業の導入や交付税措置において有利な起債での財源措置により、財政力指数や実質 公債費比率等主要指標は良好な数値を示しています。

なお、我が国の経済においては、経済政策の実施により企業収益が過去最高を記録する等、賃上げや雇用環境の改善がみられる状況であるものの、人口減少の加速化や消費税率の引き上げの影響等に留意する必要があります。

主な財政指標の状況

| | 財政力指数 | 経常収支比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------|-----------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| 年度 | 財政上の能力を示す 指数 | 人件費等の経常経費に 占める一般財源の割合 | 一般会計が負担する 公債費の比率 | 一般会計が将来負担す る実質的な負債の割合 |
| 平成27年度 | 0.822 | 85.2 | 5.3 | 一(なし) |
| 平成28年度 | 0.828 | 88.9 | 5.1 | - (なし) |
| 平成29年度 | 0.832 | 89.1 | 5.2 | - (なし) |
| 平成30年度 | 0.847 | 89.2 | 5.2 | - (なし) |
| 県内14市での 順位 | 3位 | 4 位 | 5位 | 1 位 |

■課題と対応~施策の展開~

課題

- 少子高齢化に伴う社会福祉経費 (医療、年金、介護、児童福祉) の増加
- 建物や道路及び上下水道施設等公共施設の長寿命化対策

対応

- 事業の「選択と集中」の徹底と事務事業経費の節減
- 国庫補助事業の導入や交付税措置において有利な起債での財源措置
- 大規模な公共施設整備事業における民間の資金やノウハウ活用の検討

■成果目標~目標値~

| | | l l | 目標値 | |
|-------------------|--|------------------|------------------|-------------------|
| 施策の展開 | 取組内容 | 指標 | 平成30年度 (基準年度) | 令和 6 年度 (目標年度) |
| 財政秩序の 適正化と財政運営 | 税の公平かつ適正な賦課及び徴収 使用料、手数料、負担金等の受益者負担の適正化 後年度負担を考慮した市債発行 公共施設等総合管理計画に基づく、適切な進行管理 | 市税の収納率 (現年度分) | 98.9% | 99.1% |
| の効率化 | 日は 行政評価システム等に よる事業の「選択と集 中」の徹底と事務事業経 費の節減 適正な定員管理による 人件費の抑制 事務事業の民間委託等に よる経費の節減合理化 | 実質公債費比率 | 5.2% | 4.8% |

市民への期待



か 行政サービスに対して、市税、使用料、 手数料の納付等、公平で適正な負担をします。

行政 の役割



資料編

1 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年 (平成27年)の国連サミットで採択された2030年 (令和12年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されており、日本政府としても積極的に取り組んでいます。

真岡市総合計画では、持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性を図りながら、政策や施策に取り組んでいきます。



|.貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を 打つ



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態 の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推 進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4.質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を 提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児 のエンパワーメントを図る



6.安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能 な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリー ンC

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ 近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能 な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセン ト・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を 推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産 業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持 続可能にする



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策 を取る



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全 し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の 推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土 地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損 失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成し よう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



■真岡市総合計画の政策・施策と17のゴールの関連

施策 SDGs (17の目標)

政策1 「人づくり」~豊かなこころアップ!~

1 確かな学力の育成

2 心の教育と健やかな体づくり

3 国際化に対応した教育

4 生涯学習の推進

5 青少年の健全育成

6 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

7 文化芸術の振興と文化財の保護・継承

8 国際交流の推進

施策 SDGs (17の目標)

政策3 「にぎわいづくり」~まちの活力アップ!~

1 農業の振興









2 商業の振興









3 工業の振興









4 観光の振興









5 雇用の安定と創業支援の推進









政策4 「都市づくり」~暮らしやすさアップ!~

1 良好な市街地の形成





2 安全で快適な住まい・まちづくり





3 道路ネットワークの整備



4 公共交通ネットワークの整備





政策5 「環境づくり」~安全なまちアップ!~

1 水道事業の推進











2 下水道事業の推進











3 循環型社会の構築









4 自然環境の保護と地球温暖化対策の推進













5 生活環境の保全













6 防災体制の整備・強化







| 施策 | SDGs (17の目標) |
|-----------|-----------------------|
| 7 交通安全の推進 | 3 product 11 product |
| 8 防犯対策の推進 | 11 BARRINA BARRINA A |

4 安全で安心な消費生活の推進

141

2 真岡市総合計画策定条例

○真岡市総合計画策定条例

平成26年12月17日 条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、真岡市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本市のまちづくりの指針を示すものをいう。
 - (2) 基本構想 目指すべき市の将来像、基本方針及び大綱を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を示すものをいう。
 - (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業計画を示すものをいう。 (位置付け)
- 第3条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。
- 2 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合 を図るものとする。

(総合計画の策定)

- 第4条 市長は、総合計画を策定するものとする。
- 2 基本構想を策定するにあたり、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

(政策審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、真岡市附属機関に関する条例(昭和37年条例第15号)第2条に規定する真岡市政策審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、速やかにこれを公表するものと する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 真岡市政策審議会

委員名簿

◎会長 ○副会長 (敬称略)

| No. | 氏名 | 団体等・役職 |
|-----|-----------|---------------------|
| 1 | ◎篠原宣之 | 真岡商工会議所 会頭 |
| 2 | 国府田 厚 志 | はが野農業協同組合 組合長 |
| 3 | 髙 橋 秀 典 | にのみや商工会 会長 |
| 4 | 磯 野 里 子 | 真岡市社会福祉協議会 会長 |
| 5 | 手 塚 衛 | 真岡市子ども会育成会連絡協議会 副会長 |
| 6 | ○ 猪 野 正 子 | 真岡市女性団体連絡協議会 会長 |
| 7 | 日下田 勝 男 | 真岡市自治会連合会 会長 |
| 8 | 天 川 充 | 公募委員 |
| 9 | 川 村 勝 | 公募委員 |
| 10 | 久 保 賢 司 | 公募委員 |

■諮問・答申

【諮問書】

真総政第64号 令和元年9月10日

真岡市政策審議会会長様

真岡市長 石坂 真一

真岡市総合計画 2020 - 2024 について (諮問)

真岡市政策審議会規則第2条に基づき、真岡市総合計画2020 - 2024について、貴審議会の意見を求めます。

【答申書】

令和元年10月23日

真岡市長 石坂 真一 様

真岡市政策審議会 会長 篠原 宣之

真岡市総合計画2020-2024計画原案について(答申)

令和元年9月10日付け真総政第64号で諮問のありました「真岡市総合計画2020-2024計画原案」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 真岡市総合計画2020-2024の計画原案は、令和元年10月2日に本審議会で審議した 結果、適切な計画であると認められる。

なお、委員より出された別紙の意見については、十分に尊重されたい。

4 真岡市総合計画推進市民会議

委員名簿

| ◎会長 | ○副会長 | (敬称略 |
|-----|------|------|
|-----|------|------|

| 団体の区分 | No. | 団体等 | 氏名 | 備考 |
|--------------|-----------------|--------------------|-----------|-------------|
| | 1 | 公募委員 | 大 房 美 香 | 平成31年4月1日~ |
| | | | 天 川 依 子 | ~平成31年3月31日 |
| | 2 | 公募委員 | 秋 和 優 季 | |
| | 3 | 公募委員 | 日下田 ゆかり | |
| | 4 | 公募委員 | 堀 川 実 香 | |
| | 5 | 公募委員 | 西橋美季 | |
| | 6 | 真岡市自治会連合会 | ○佐藤 博 | 平成31年4月1日~ |
| 市民 | | | ○ 大根田 三 郎 | ~平成31年3月31日 |
| | 7 | 古四十九州四代法统约老人 | 猪 野 正 子 | 平成31年4月1日~ |
| | | 真岡市女性団体連絡協議会 | 光 菅 静 子 | ~平成31年3月31日 |
| | 8 | 社会教育委員会 | 西田澄子 | |
| | 9 | 真岡市PTA連絡協議会 | 東泉磨希 | 平成31年4月1日~ |
| | | 呉岡III FIA 建耐励磁式 | 青 木 圭 太 | ~平成31年3月31日 |
| | 10 | 真岡市社会福祉協議会 | 磯野里子 | |
| | 11 | 特定非営利活動法人 ま・わ・た | 飯 野 滋 生 | |
| | 12 | 市議会 | 藤田勝美 | |
| 議会 | 13 | 市議会 | 櫛 毛 隆 行 | 平成31年4月1日~ |
| | | | 渡邉隆 | ~平成31年3月31日 |
| | 14 | はが野農業協同組合 | 豊田深雪 | 平成31年4月1日~ |
| | | | 増 渕 博 之 | ~平成31年3月31日 |
| | 15 | 真岡商工会議所青年部 | 佐藤進 | 平成31年4月1日~ |
| 産業界 | | | 伊 藤 健 | ~平成31年3月31日 |
| 生未が | 16 | にのみや商工会青年部 | 鈴 木 成 人 | |
| | 17 真岡工業団地総合管理協会 | 真岡工業団地総合管理協会 | 小 池 敏 之 | 平成31年4月1日~ |
| | | 天时上末四心心口百生则女 | 磯忠 | ~平成31年3月31日 |
| | 18 | 真岡市観光協会 | 岡本俊夫 | |
| 行政機関 | 19 | 真岡土木事務所 | 吉川浩 | 平成31年4月1日~ |
| | | | 船山通 | ~平成31年3月31日 |
| 教育機関 ———— | 20 | 宇都宮共和大学 | ◎山島哲夫 | |
| 金融機関 | 21 | 指定金融機関 | 佐藤克彦 | 令和元年7月1日~ |
| | | | 田崎義典 | ~令和元年6月30日 |
| 労働団体 | 22 | 連合栃木芳賀地域協議会 | 峯 岸 紀 安 | |
| メディア | 23 | 下野新聞社真岡総局 | 茂木信幸 | 平成31年4月1日~ |
| | | | 山崎一洋 | ~平成31年3月31日 |

5 真岡市総合計画策定体制

真岡市政策審議会

- 附属機関として、市長の諮問に応じ、総合計画に関する重要事項を審議する。
- 関係団体の役職員(7名)、公募委員(3名) の合計10名で構成する。



- (ア) 策定推進本部(政策調整会議):総合計画案の審議等を行う。
- (イ) 策定推進委員会:総合計画原案の作成・調整を行う。
- (ウ) 策定推進グループ・策定推進チーム:総合計画原案の調査・草案作成を行う。

市民参加

(ア) 推進市民会議

- 様々な分野から、本市のまちづくりに関する意見や真岡市総合計画に盛り込むべき内容等への提言を行う。
- 関係団体の役職員(16名)、市議会議員(2名)、公募委員(5名)の合計23名で構成する。

(イ) 若者ミーティング

- 若い世代の代表として、若者の視点によるまちづくりや未来への提言等を行う。
- 高校生から20代の市民、合計28名で構成する。





(ウ) パブリックコメント

● 真岡市総合計画について市民からの意見募集を行う。

6 真岡市総合計画の策定経過

| 年月日 | 会議等 | 主な協議事項 |
|----------------------|----------------|---|
| 平成30年7月23日 | 第1回策定推進委員会 | 策定指針 |
| 平成30年7月26日 | 策定推進本部(政策調整会議) | 策定指針 |
| 平成30年8月8日 | 第1回推進市民会議 | 策定指針、策定体制、スケジュール |
| 平成30年11月3日 | 第1回若者ミーティング | ・真岡の魅力について ・将来、どんなまちになって欲しい か? |
| 平成30年11月24日 | 第2回若者ミーティング | 「若者で活気があふれ、"わくわく"しちゃうまち」ってどんなイメージ?まちのイメージを実現するために、何をすべきか考えよう |
| 平成31年2月20日 | 第2回策定推進委員会 | 基本フレーム |
| 平成31年3月13日 | 第2回推進市民会議 | 基本フレーム 若者ミーティングの実施結果 |
| 令和元年7月2日 | 第3回策定推進委員会 | 基本構想·基本計画(素案) |
| 令和元年7月22日 | 第4回策定推進委員会 | 基本構想·基本計画(素案) |
| 令和元年7月30日 ~8月1日 | 第5回策定推進委員会 | 基本計画(素案) |
| 令和元年8月23日 | 第6回策定推進委員会 | 基本構想·基本計画(素案) |
| 令和元年9月3日 | 第3回推進市民会議 | 基本構想·基本計画(素案) |
| 令和元年9月18日 | 第4回推進市民会議 | 基本構想·基本計画(最終案) |
| 令和元年10月2日 | 政策審議会 (諮問機関) | 計画策定に関する諮問 計画原案に関する答申 |
| 令和元年10月4日 ~10月31日 | パブリックコメント実施 | |
| 令和元年11月7日 | 第7回策定推進委員会 | 基本構想(案)・基本計画(案) |
| 令和元年12月18日 | 市議会で基本構想を議決 | |

[※] 上記以外に策定推進グループ・策定推進チームは随時分科会を開催しています。

真岡市総合計画

2020-2024

栃木県真岡市 発行

発行年月 令和2年(2020年)3月

真岡市 総務部 総合政策課 編集

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

TEL 0285-83-8102 FAX 0285-83-5896

https://www.city.moka.lg.jp URL







もおかぴょん



春崎野乃花

真岡市総合計画 2020-2024

JUMP UP もおか ~だれもが"わくわく"するまち~